

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑪、30-⑩、⑪、元-⑩、⑪、2-⑩、⑪、3-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
研究成果の「橋渡し」に取り組んだ検討会等の回数(回)		6	6	7	7	6	6	

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。 (1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。	(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	評価指標
・水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用し研究開発を推進しているか。 ・検討会等を通じ、研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組んでいるか。 ・森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化がなされているか。	・水源林造成の事業地をフィールドとして活用した研究開発の事例 ・研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るために取り組んだ事例 ・研究開発部門と森林保険部門が連携した取組を計画的に行っているか。 ・連携した取組の成果が共有され、森林保険業務に反映されているか。
法人の業務実績等・自己評価	自己評価
主な業務実績等	評定 A
(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 ○水源林造成事業地をフィールドとして活用した研究開発業務の推進 水源林造成事業地を研究開発のフィールドとし、研究開発業務と水源林造成業務が共同で以下の試験・調査を行った。 ・北海道、宮城県、群馬県、栃木県、岡山県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県等において、東北北海道整備局、関東整備局、中国四国整備局、九州整備局の全国の水源林造成事業地をフィールドとし、スギ・ヒノキ・カラマツのエリートツリー・特定母樹、及び少花粉スギ等のコンテナ苗・挿し木苗の産地別の植栽試験・活着調査・成長量等の定期調査等を連携して行った。この取組により特にエリートツリー、特定母樹については、多様な生育条件下における初期成長等の研究開発を行う上で有用な情報を蓄積し、品種ごとの適地や成長特性を把握した。また、試験地を見本林として活用し、森林所有者、種苗生産業者、国有林、県等の林業関係者を対象に、試験地の概要、エリートツリーや特定母樹の成長の状況等について説明を行うことにより、研究成果の橋渡しを行った。	＜評定と根拠＞ 水源林造成事業地をフィールドとして活用した研究開発を北海道から鹿児島まで全国の整備局管内で実施した。その結果、エリートツリー、特定母樹について多様な生育条件下における初期成長等、品種ごとの適地や成長特性を把握することができた。これらはいずれも主伐後の確実な植栽・更新技術の確立に貢献し、国内林業の成長産業化と持続可能性の確保の上で不可欠な特筆すべき成果である。また、ヒノキ植栽苗の放射性セシウ

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

- ・南巨摩郡南部町など群馬県、山梨県、静岡県、福岡県、大分県の水源林造成事業地では、新たなシカ食害防除方策について、効果の検証等を行った。さらに、研究開発業務と水源林造成業務が共同で防鹿柵の効果に関する研究を実施した。水源林造成業務は全国約 1,200 件の造林地のデータを収集し、研究開発業務がそのデータの解析を行った。その結果、柵に用いたネットの網目サイズ、高さ、素材、設置形態が樹木被害率に及ぼす効果を明らかにした。
- ・山梨県及び宮城県の水源地林造成事業地において、作業道の崩壊箇所と構造物の詳細な状況や作業道全体の施工履歴等の調査を行い、路網の低コスト化・長寿命化技術の研究開発を推進した。
- ・福島県川内村の水源地林造成事業地において、ヒノキ新規植栽苗の放射性セシウム経根吸収評価とカリウム施肥による吸収抑制効果の検証のためのデータ収集を行うなど、現地実証試験を通じて研究開発を推進した。
- ・群馬県及び茨城県において水資源賦存量調査を実施した。
- ・すべての整備局の水源地林造成事業地において、路網設計支援ソフトを用いた路網設計の実証試験を実施した。

○水源林造成業務における森林整備技術の高度化及び研究成果の「橋渡し」

水源林造成業務が開催した検討会等においては、当機構の研究職員による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化に取り組んだ。具体的には、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて各整備局の主催により計 33 回の検討会等において 37 タイトルの講演を実施し、のべ約 2,700 名が参加した。また、後日、録画等の活用により聴講した者を含めると約 2,900 名が聴講した。テーマはシカ被害対策、林業機械や路網開設、UAV (ドローン) 等による森林計測技術、開発品種の紹介等、最新の多岐にわたる研究成果を幅広い関係者に伝えた。

さらに水源林造成業務においては、研究に係る成果の活用や研究開発業務等との効果的な連携を推進するため、機構内の研究に関する情報交換会を平成 28 年度から令和 2 年度にかけて計 25 回開催した。各回のテーマは適地適木や育成複層林など森林づくりに関するものが 9 回、UAV 等による最新の森林計測に関するものが 5 回、水源涵養機能に関するものが 3 回等、水源林造成事業の高度化において必須となる最新の研究成果を中心に行った。

加えて水源林造成業務が発行した刊行物「シカ害防除マニュアル ～防護柵で植栽木をまもる～」、「水源林造成事業の施業指針」を研究開発業務と連携して作成した。

(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携

○森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化

森林保険業務が行う現地調査・講習に研究開発業務の専門家が同行し損害調査の効率化について助言を行った。また、森林保険業務の UAV の講習に研究職員が講師を務めるとともに、随時、計測技術について助言を行った。

また、森林の損害調査のための UAV の実証実験、大規模災害時における保険金支払いの迅速化に向けた UAV を活用した損害調査のサポートや衛星データを活用した風害発生地を特定する技術の開発に取り組み、保険業務への活用可能性について情報共有した (H30～R2)。実際に、九州北部豪雨 (H29)、近畿地方の台風災害 (H30) 及び関東地方の台風災害 (R2) による森林被害の状況を迅速に把握するための UAV 撮影を両業務が共同で行った。

共同の取組の成果として、タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の情報収集や災害種別判定に利用可能な「森林被害調査システム」を開発・改良 (H28～R2) し、数年後には森林組合連合会等現場での普及が見込まれる状況となった。さらに、森林保険 80 周年記念行事の開催 (H29)、ハンドブック「写真でみる林木の気象害と判定法」の刊行 (H30) 等、森林保険業務と研究開発業務とが密接に連携した取組を行った。

○森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進

機構内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」に基づき、気象災害の特定の要素となる損害調査データ等を森林保険業務から研究開発業務に提供し、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価や危険度予測、森林被害情報等の収集とデータベース作成等に係る研究開発を推進した (H27～R1)。令和 2 年度からは、新たに「気象害の発生プロセス解明に基づく気象害リスク評価手法の高度化」を開始したところであり、ウェブ会議での意見交換の場 (7 月) を設け、研究の実施内容と研究成果の保険業務への受け渡し等の確認や研究報告会 (11 月)、年次報告会 (3 月) の場で研究の進め方について協議した。

さらに、第 129 回森林学会大会 (「森林気象害のリスク管理ー森林保険創設 80 周年を迎えてー」と題した企画シンポジウム) (H29、高知)、「森林気象害リスク評価シンポジウム」(R1、東京)、第 10 回関東森林学会大会 (R2、群馬) 及び第 132 回日本森林学会大会 (R2、東京) において気象害リスクに関する最新の研究成果を発信した。また、山林 (H30-R1) や水利科学 (R2) などの林業、治山分野の雑誌の特集記事において、研究成果の普及を図った。

以上のことから、中長期計画を、予定を上回る実績で達成した。

ムを経根吸収評価の試験調査を行ったことも、研究開発業務と水源林造成業務の両方を担う当機構でなければ達成できなかった成果である。

研究開発業務で得られた成果や知見を水源林造成業務に活かすため、機構内での意見交換会や検討会を多数実施し、森林所有者・林業事業体・国有林・都道府県・市町村など幅広い林業関係者のべ約 2,700 名に成果の橋渡しを達成した。さらに、研究開発業務と水源林造成業務の連携によって 1,200 件に及ぶ防鹿柵の情報を分析したことは国内に前例のない大規模なデータ解析で学術的に特筆すべき成果であり、それによって速やかに有効な防鹿柵の設置へと実用化につながれたことは機構ならではの特筆すべき社会的貢献といえる。

研究開発業務と森林保険業務が連携した取組を計画的に行い、保険金支払いの迅速化に向けた UAV を活用した損害調査のサポートや衛星データを活用した風害発生地を特定する技術の開発に取り組んだ。実際に、九州北部豪雨 (H29)、近畿地方の台風災害 (H30) 及び関東地方の台風被害 (R2) において研究開発業務と森林保険業務が共同で UAV 撮影を実施し、森林被害の状況を迅速に把握することができた。

こういった研究開発業務と森林保険業務による連携で得た成果を共有するとともに、発生した気象害に対して地上における情報収集や災害種別判定に利用可能なタブレットシステムを開発し、改良を重ねた。また、複数回のシンポジウム開催や特集記事の発表など、気象害リスクに関する最新の研究成果を学術分野及び業界向けに発信した。

以上の成果は想定以上のものであり、中長期計画を大きく上回る成果を達成できたと考える。

以上のように、研究開発業務と水源林造成業務の連携、研究開発業務と森林保険業務の連携を進めただけでなく、それに基づいて具体的な成果を多数あげており、さらに UAV による損害区域の実測、タブレットシステムによる災害判定などが現場で実装されるに至ったことは中長期計画を大きく上回る特筆すべき成果であることから、「A」評定とした。

		<課題と対応> 今中長期目標期間における取組により、研究開発業務と水源林造成業務の連携を強化することができたと考えている。次期中長期目標期間においてもこの連携体制をさらに強固なものとし、新規かつ有効な施業技術・森林管理手法を森林所有者や林業事業者へ「橋渡し」するための取組をさらに強化していくことが必要である。また、研究開発業務と森林保険業務の連携についても、森林保険業務の高度化及び森林災害研究の推進につながるよう、次期中長期計画においても引き続き強化していくことが必要である。	
主務大臣による評価			
(見込評価)		評定	A
<評定に至った理由> 研究開発業務と水源林造成業務の連携及び研究開発業務と森林保険業務の連携はいずれも計画どおりの実績が認められ、最終年度にも、さらに実績の追加が見込まれる。研究開発業務と水源林造成業務の連携によって1,200件に及ぶ防鹿柵の情報を分析し、有効な防鹿柵の設置へと実用化につながられたこと、また、研究開発業務と森林保険業務の連携によって、平成29年九州北部豪雨や平成30年の近畿地方の台風災害の際のUAVによる森林被害状況把握、気象害を受けた現場の情報収集や被害種別判定に利用可能なタブレット端末で動作するシステムを開発したこと等は、中長期計画を上回る成果として高く評価される。 これら連携により得られた成果や知見は、機構自身の各業務の高度化に活用するだけでなく、4年目までにシカ対策、林業機械、路網、UAV、新品種などをテーマした26回の各整備局が開催する講演会を開催し約2,400名が来聴、また気象害リスクに関するシンポジウムを3回開催するなど、機構以外の林業関係者や一般市民への「橋渡し」にも特筆すべき実績が認められる。 以上のように、中長期目標を上回る顕著な成果が見込まれることから「A」と評定した。			
<審議会の意見> 研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の連携が有機的に進んできたことが評価される。特に、科学的な知見を基に水源涵養効果をより高める森林造成手法や、気候変動が進む中での森林保険の機能の評価等のシナジー効果を期待する。			
(期間実績評価)		評定	A
<評定に至った理由> 研究開発業務と水源林造成業務の連携及び研究開発業務と森林保険業務の連携はいずれも計画どおりの実績が認められるとともに、研究開発業務と水源林造成業務の連携によって1,200件に及ぶ防鹿柵の情報を分析し、有効な防鹿柵の設置へと実用化につながられたこと、また、研究開発業務と森林保険業務の連携によって、平成29年九州北部豪雨や平成30年の近畿地方の台風災害の際のUAVによる森林被害状況把握、気象害を受けた現場の情報収集や被害種別判定に利用可能なタブレット端末で動作するシステムを開発したこと等は、中長期計画を上回る成果として高く評価される。 さらに、これら連携により得られた成果や知見は、機構自身の各業務の高度化に活用するだけでなく、「シカ害防除マニュアル～防護柵で植栽木をまもる～」「水源林造成事業の施業指針」「写真でみる林木の気象害と判定法」「森林気象害のリスクを調べる」の刊行、シカ対策、林業機械、路網、UAV、新品種などをテーマしたのべ37回の講演会を開催し、録画視聴も含めて約2,900名が聴講、また気象害リスクに関するシンポジウムを開催するなど、機構以外の林業関係者や一般市民への「橋渡し」にも特筆すべき実績が認められる。 以上のように、中長期目標を上回る顕著な成果が認められることから「A」と評定した。			
4. その他参考情報			
特になし。			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑪、30-⑩、⑪、元-⑩、⑪、2-⑩、⑪、3-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
委員会等派遣数		1,841	1,886	1,682	1,782	1,678	1,459	
内 国・地方公共団体・他独法・大学		782	804	597	707	624	555	
公益法人・協同組合等		661	594	579	492	501	409	
一般法人・企業・その他		398	488	506	583	553	495	
国内の学会への対応件数			175	451	458	434	361	

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標	中長期計画	
森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等		
評価の視点	評価指標	
・行政機関や他の研究機関との連携の仕組が適切に構築、運用されているか。	・行政機関と計画段階から連携し、行政ニーズが反映されているか。 ・行政機関等と連携した取組の実施状況 ・緊急時の連携会議、専門家派遣の対応状況 ・他の研究機関等との連携協力状況（環境研究機関連絡会、筑波研究学園都市交流協議会等の実績等）	
法人の業務実績等・自己評価		
主な業務実績等	自己評価	
	評価	A
「国との連携・協力」については、研究開発部門と林野庁各課の間で「研究調整会議」を開催し、加えて、行政ニーズを研究業務に反映する取組の一環として林野庁幹部と当機構幹部の意見交換会を開催して当機構の研究開発、水源林造成及び森林保険の各業務に係る話題提供や意見交換を行い、詳細かつ具体的な行政ニーズを把握した。林野庁に寄せられた一般からの科学的な事項に関する質問に対応協力し、また、間伐等特措法等の法改正、各種国家戦略の点検、フォローアップ、情報提供等に協力した。農林水産大臣、林野庁幹部、国会議員の研究施設等の視察に積極的に対応した。以上のように、森林・林業・木材産業に関する政策に対して研究機関として全面的に協力し、貢献した。さらに、平成29年度に中部森林管理局（及び信州大学）、東北森林管理局との協定、平成30年度には関東森林管理局との協定を締結するとともに、平成25年度に締結した近畿中国森林管理局との協定を継続し、森林・林業及び木材利用に関する研究・技術開発を推進した。 「都道府県との連携・協力」については、研究所及び林木育種センターにおいて、林野庁の主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議（研	＜評価と根拠＞ 今中長期目標期間において、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を数多く積極的に行い、森林・林業・木材産業政策の推進に貢献するとともに、研究成果の橋渡し、社会実装の推進を図った。 林野庁とは、行政課題や研究成果に関する情報共有を図り、出先機関も含めて密接に連携した。 都道府県とは、ブロック会議等を通じて情報共有を図	

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に協力するとともに、各ブロックの林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わったほか、各林業試験研究機関の研究成果を「公立林業試験研究機関成果集」等として毎年度取りまとめた。その他、林野火災等の災害に関して都道府県に随時技術指導を行うとともに、公設試験研究機関から毎年研修生を受け入れ、研究開発を指導した。

「他の研究機関、大学との連携・協力」については、国立研究開発法人協議会、筑波研究学園都市交流協議会等への参加を通じて、他の国立研究開発法人や大学、民間企業等との情報交換を進めた。特に、環境分野の連携・協力としては、当機構、農業・食品産業技術総合研究機構及び水産研究・教育機構が参画する環境三所連絡会において最新の環境研究の情報交換を行い、また、国立環境研究所とは連携強化の会合を行い共同研究契約を締結した。さらに、当機構も参画する環境研究機関連絡会が主催するシンポジウムや研究会で毎年研究成果の発表を行うとともに平成28年の一橋講堂でのシンポジウムでは事務局を務め、開催に貢献した。連携協定については、中部森林管理局・信州大学との連携と協力に関する協定を締結した。他にも、新潟大学災害・復興科学研究所、宇宙航空研究開発機構、茨城県農林水産部、金沢大学環日本海域環境研究センター、富山大学理学部、京都大学防災研究所、京都大学森林水文学研究室、北海道立総合研究機構林業試験場、広島大学、東京大学、筑波大学生命環境科学研究科、九州大学流域環境制御研究室、東海大学環境社会学科、農業・食品産業技術総合研究機構等と協定の締結や共同研究を行った。また、日本森林学会、日本木材学会等学協会の役員や学会誌編集委員に多数の研究職員が就任し、学術面での協力・貢献を行った。

「民間との連携・協力」に関しては、農林水産省が本中長期目標期間中に実施している「『知』の集積と活用」の仕組みを活用し、その強化に努めた。具体的には、「『知』の集積と活用」に入会し、「中層・大規模木造建築推進のための研究開発プラットフォーム」の立ち上げにおいて中心的な役割を果たしプロジェクト獲得につなげたほか、民間企業・大学・国研・地方公設試験研究機関からなる「樹木類への生物被害に関する連携研究開発プラットフォーム」のプロデューサー及び管理運営機関となりプロジェクトを実施した。平成30年度には林業及び木材産業・きのこ産業を包括する2つの大型プラットフォームを立ち上げ、プロジェクトに応募した。研究開発プラットフォームの活動を活性化するため、農林水産省事業「『知』の集積による産学連携推進事業のうちプロデューサー活動支援事業」(R1～R2年度)の活動を通じ、森林・林業・木材・きのこ・育種分野の12の研究開発プラットフォーム間の連携強化や外部機関とのマッチングを行い、新たなネットワークの構築を押し進めた。地域リグニン資源開発ネットワークを立ち上げ、産業界や国研、大学、公設試験研究機関等の研究者、行政から140以上の法人の参加を得つつ、改質リグニンの安定供給に向け、製造実証プラント建設に着手し、複数の企業と秘密保持や共同研究の契約を結ぶ等、社会実装に向けた取組を推進した。

「災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う」に対しては、森林総合研究所公開講演会「水を育む森林」(H29)の主催をはじめとして普及活動を行った。特に、研究成果の社会実装が急がれる福島原発事故被災地の問題に関しては、公開シンポジウム「チェルノブイリと福島の放射能汚染対策を考える」(H30、東京大学と共催)、「福島県の森林・林業再生に向けたシンポジウム」(林野庁主催、福島市、東京、オンライン開催)や出前講座への講師派遣を行った。「写真でみる林木の気象害と判定法」(第4期中長期計画成果17)の発行(H30)、林野庁の英語版パンフレットの作成への協力、福島県の相談員、支援者向け「暮らしの手引き」(環境省)の作成、林野庁「平成29年度Q&A森林・林業と放射性物質の現状と今後」の監修(H29)など、研究成果を解説した技術マニュアルによる普及活動を積極的に行った。

モントリオールプロセス、IPCC、IPBES、IAEA等の専門家会合やG20、COP等の政府間会合等の国際的な取組についても、研究成果の提供や研究員の派遣・会議参加等により協力を進め、共同報告書の執筆に加わった。また、政府の主催する各種委員会に専門家として検討に加わり、学術的知見を提供した。

災害に際しての研究調査にも積極的に協力した。熊本地震(H28)、岩手県岩泉での洪水(H28)、北海道豪雨(H28)、九州北部豪雨(H29)、福島県浪江町及び双葉町の国有林で発生した林野火災(H29)、大分県耶馬溪町の山腹崩壊(H30)、西日本豪雨災害(H30)、北海道胆振東部地震(H30)、宮城県丸森町の豪雨災害(R1)、房総半島での風倒被害(R1)、九州地区での豪雨災害(R2)等の大規模災害の発生時には行政機関と連動して緊急調査を実施し、被災地の治山に助言を行った。林野庁の依頼により2011年の原発事故による放射能汚染を受けた福島県の十萬山国有林の林野火災の緊急調査を行った。他にも、長野県林業総合センター、松本市、塩尻市、山形村との合同調査、防災科学技術研究所と連携しての森林の雪害被害調査、静岡県森林林業センターと連携しての竜巻被害調査、富山県森林研究所と連携しての雪害調査に対応した。

さらに、近年多発する自然災害を踏まえ、森林整備協定において協定者間での被災状況・復旧計画を含めた情報共有事項を追加し、協定者が協調して迅速に被災森林の復旧に着手できる体制を強化するとともに、得られた情報については、できる限り迅速に地方公共団体等へも提供できる体制を整えた。(情報共有事項を追加した森林整備協定19件)。

「森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する」に対しては、森林整備事業ブロック別打合せ会議や国有林野等所在市町村長有志連絡協議会において、森林保険について説明する(H28～R2)とともに、森林経営管理制度のもとでの森林保険の必要性等について説明した(H30～R2)。また、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施した(H29～R2)。なお、地球観測衛星の活用による損害状況の把握可能性を検討するため、林野庁も加わり宇宙航空研究開発機構とオンラインによる意見交換を実施した(R2)。

るとともに、公設試験研究機関の成果集の取りまとめや研修生の受入れ等を積極的に行った。

他の研究機関・大学等や民間との連携・協力については、積極的に情報交換の場を持つとともに、それを土台にシンポジウム等を開催して成果を発信し、具体的な共同研究へと発展させることができた。特に、林業及び木材産業・きのこ産業を包括する2つの大型プラットフォームを立ち上げた実績や農林水産省事業「『知』の集積による産学連携推進事業のうちプロデューサー活動支援事業」(R1～R2年度)の活動を通じ、森林・林業・木材・きのこ・育種分野の12の研究開発プラットフォーム間の連携強化や外部機関とのマッチングを行い新たなネットワークの構築を進めた。加えて、リグニンネットワークを立ち上げ、改質リグニン製造実証プラント建設に着手して高付加価値製品の製造等の社会実装を推進したことは、計画以上の大きな成果である。

また、熊本地震、大分県耶馬溪町の山腹崩壊、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、宮城県丸森町及び九州地区の豪雨災害、房総半島での風倒被害等の大規模災害の発生時には行政機関と連動して緊急調査を実施し、被災地の復旧に大きく貢献した。最近の気候変動により極端な気象現象が毎年のように頻発したが、これは、今中長期目標期間の当初はまったく想定されなかったことである。それにもかかわらず、すべての要請に対して幅広い分野の専門家を派遣し、科学的な助言を行い、被災地の復旧・治山に貢献しえたことは特筆すべき大きな社会的貢献である。

加えて、モントリオールプロセス、IPCC、IPBES、IAEA、G20、COP等の国際的な枠組みに対しても研究成果の提供や研究員の派遣等を通じて積極的に協力して学術的知見を提供し、日本の国際的なプレゼンスの向上に貢献することができた。

さらに、水源林造成事業地に係る森林整備協定において、協定者が協調して迅速に被災森林の復旧に着手できるよう体制を強化した。

森林保険については、森林整備事業ブロック別打合せ会議において、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施することができた。

以上のように、中長期計画を大きく上回る成果をあげることができたことから、「A」評定とした。

以上の取組により、中長期計画を上回る実績で達成した。		＜課題と対応＞ 今中長期目標期間における取組により、国や地方自治体などの行政機関及び他の研究機関との連携を強化することができたと考えている。次期においても機構内部での連携を取りつつ、外部機関との連携体制のさらなる強化に努めていく必要がある。また、今中長期目標期間において、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のための専門家派遣及び森林保険における行政機関等と連携・協力した取組を適切に進めてきたが、次期においても引き続き強化に努めていく必要がある。	
主務大臣による評価			
(見込評価)		評定	A
＜評定に至った理由＞ 研究開発業務と林野庁各課の間で「研究調整会議」を定期的に開催し、林野庁幹部と当機構幹部の意見交換会を持つなど行政ニーズの把握に努めたほか、熊本地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、房総半島での風倒被害等、頻発する自然災害に際しては、専門家を派遣して行政と連携し、被害状況の解明や復旧対策の立案に貢献した。新潟大学災害・復興科学研究所、北海道立総合研究機構林業試験場、農業・食品産業技術総合研究機構と協定の締結や共同研究を行い、日本森林学会、日本木材学会の役員や学会誌編集委員に多数の研究職員が就任するなど、他の研究機関・学術団体との連携にも多数の実績が認められる。 また、水源林造成業務においては、新規に締結、更新した森林整備協定において、被災状況・復旧計画を含めた情報共有事項を追加し、協定者が協調して迅速に被災森林の復旧に着手できる体制を強化したことは、中長期計画を上回る成果である。これらの取組については、最終年度においても国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業、行政機関等との連携においてさらなる実績の追加が見込まれる。 以上のように、中長期目標を上回る顕著な成果が見込まれることから「A」と評定した。			
(期間実績評価)		評定	A
＜評定に至った理由＞ 研究開発業務と林野庁各課の間で「研究調整会議」を定期的に開催し、林野庁幹部と当機構幹部の意見交換会を持つなど行政ニーズの把握に努めたほか、熊本地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、房総半島での風倒被害等、頻発する自然災害に際しては、専門家を派遣して行政と連携し、被害状況の解明や復旧対策の立案に貢献した。新潟大学災害・復興科学研究所、宇宙航空研究開発機構、北海道立総合研究機構林業試験場、農業・食品産業技術総合研究機構と協定の締結や共同研究を行い、日本森林学会、日本木材学会の役員や学会誌編集委員に多数の研究職員が就任するなど、他の研究機関・学術団体との連携にも多数の実績が認められる。 農林水産省「『知』の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」において、林業及び木材産業・きのこ産業を包括する2つの大型プラットフォームの設立に中心的な役割を果たしたこと、改質リグニンの社会実装に向け「地域リグニン資源開発ネットワーク」を構築したことは、民間企業を含めた連携強化の取組として高く評価される。 また、水源林造成業務においては、新規に締結、更新した19件の森林整備協定において、被災状況・復旧計画を含めた情報共有事項を追加し、協定者が協調して迅速に被災森林の復旧に着手できる体制を強化したことは、中長期計画を上回る成果である。さらに、森林整備事業ブロック別打合せ会議や国有林野等所在市町村長有志連絡協議会の場を活用し、林野庁、森林組合系統等の協力のもとで森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施したことも特筆される。 以上のように、中長期目標を上回る顕著な成果が認められることから「A」と評定した。			
4. その他参考情報			
特になし。			

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 広報活動の促進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑰、30-⑩、⑰、元-⑩、⑰、2-⑩、⑰、3-⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
プレスリリース数		全体／研究成果 9 件／3 件	全体／研究成果 42 件／17 件	全体／研究成果 32 件／11 件	全体／研究成果 35 件／21 件	全体／研究成果 42 件／28 件	全体／研究成果 43 件／28 件	
ウェブサイト等による発信数		全体／研究成果 85 件／67 件	全体／研究成果 368 件／109 件	全体／研究成果 591 件／131 件	全体／研究成果 713 件／188 件	全体／研究成果 792 件／251 件	全体／研究成果 969 件／279 件	
森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応状況		全体／マスコミ 960 件／175 件	全体／マスコミ 1,242 件／468 件	全体／マスコミ 1,319 件／510 件	全体／マスコミ 1,326 件／532 件	全体／マスコミ 1,181 件／485 件	全体／マスコミ 1,152 件／477 件	
研究所ウェブサイトへのアクセス数		45,163,829 件	48,214,913 件	45,448,081 件	44,419,190 件	41,410,979 件	42,997,502 件	
一般公開等 (研究所・支所) 「一般公開」 「公開講演会」(実開催) 「公開講演会」(オンライン開催) 「研究成果発表会・シンポジウム」(実開催) 「研究成果発表会・シンポジウム」(オンライン開催) (林木育種センター) 「親木の集い」 「林木育種成果発表会」 「林木育種事業60周年記念シンポジウム」 「一般公開」(関西育種場) (他機関と合同開催したもの) 「合同研究成果報告会」(東北支所) 「一般公開」(北海道育種場) 「一般公開」(東北育種場) ラジオ放送「東北のもり」		回数／参加人数 5 回／34,407 人 6 回／689 人 10 回／1,465 人 1 回／884 人 1 回／140 人 1 回／390 人 1 回／141 人 1 回／173 人 1 回／437 人	回数／参加人数 5 回／33,516 人 7 回／988 人 2 回／227 人 1 回／918 人 1 回／145 人 1 回／約 400 人 2 回／227 人 1 回／219 人 1 回／347 人	回数／参加人数 7 回／48,119 人 6 回／890 人 3 回／312 人 1 回／780 人 1 回／214 人 1 回／410 人 3 回／228 人 1 回／155 人 1 回／385 人	回数／参加人数 7 回／36,644 人 6 回／963 人 2 回／168 人 1 回／1,091 人 1 回／125 人 1 回／260 人 1 回／120 人 1 回／142 人 1 回／448 人	回数／参加人数 7 回／31,610 人 5 回／496 人 6 回／663 人 1 回／1,076 人 1 回／118 人 1 回／250 人 1 回／146 人 1 回／60 人 1 回／405 人	回数／参加人数 1 回／3,384 人 - 4 回／8,915 回 2 回／ 86 人 2 回／ 787 人 1 回／260 人 1 回／90 人 6 回	動画の総視聴回数 視聴人数 令和2年度はオンライン開催 29年度は60周年記念シンポ内で開催 東北育種場、岩手県林業技術センター 北海道支所、札幌水源林整備事務所 東北支所、盛岡水源林整備事務所 東北支所・育種場、盛岡水源林整備事務所
森林教室等 (研究所) 「木工体験」 「ミニ講演会」 「森林講座」 「森林教室」(関西支所) 「森林セミナー」(九州支所)		回数 1 回 1 回 10 回 3 回 4 回	回数 1 回 12 回 3 回 3 回	回数 1 回 12 回 3 回 3 回	回数 1 回 11 回 3 回 3 回	回数 11 回 3 回 2 回	回数 1 回 1 回 1 回	

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

[illegible]

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

[illegible]

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。 水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係	(1) 研究開発業務 森林研究・整備機構の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、ウェブサイトの活用、広報誌の配

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式		
者等へ提供する。 森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。		布等様々な手段で効果的に実施する。 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。 (3) 森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
主な評価軸(評価の視点)、指標等		
評価の視点		評価指標
・法人が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。		・公表したプレスリリース数 ・ウェブサイト等による発信数 ・第3の3(2)加入促進に準じた内容 ・森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応状況
法人の業務実績等・自己評価		
主な業務実績等		自己評価
		評価 A
当機構の情報を広く発信するため、平成29年度にウェブサイトを開設し、機構の目的、組織、業務、環境への取組(環境報告書)及び評価に関する情報を公開するとともに、トップページの「注目情報」において機構内の各組織が発信するニュース、成果、イベント等の情報をタイムリーに紹介した。また、令和元年度にはウェブサイトと環境報告書を改訂し、各業務が国連の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献することをアピールするなど機構の情報を一般の方々に分かりやすく発信した。さらに、業務間で連携した取組の成果については、共同プレスリリース、シンポジウム、検討会、外部出展を行うなどの広報活動を展開した。令和2年度には、ウェブサイトのアクセシビリティを向上するための研修会を開催し、ウェブサイトを訪れるすべての利用者が問題なく情報にアクセスできるようなサイトの運営に取り組んだ。 各業務については以下のとおり、プレスリリース、記者会見、ウェブサイト、刊行物等による成果の公表や情報の提供を推進するとともに、マスコミ取材及び一般問合せ対応、公開講演会・一般公開・イベント等を通じて国民との双方向コミュニケーションの促進に努めた。		<評定と根拠> 当機構の情報を広く発信するためウェブサイトを開設し、機構の目的、組織、業務、SDGsへの貢献、環境への取組(環境報告書)等、各種情報や成果をタイムリーに発信した。また、機構内で連携した取組の成果については共同のプレスリリースやシンポジウム開催、外部出展するなど機構内連携による情報発信力の強化を図り、国民理解の醸成に努めた。各業務については、以下のように成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。 研究開発業務については、プレスリリースや記者会見の推進、ウェブサイトでの情報発信、リニューアルした広報誌等様々な刊行物の発行・配布、森林総合研究所・支所園・林木育種センター・育種場の開催する一般公開、公開講演会、シンポジウム、外部の展示会への出展等を通じて、森林・林業・木材・林木育種に関する研究開発成果を積極的に発信した。その結果、プレスリリース数は毎年度基準値を大きく上回り、施設の一般公開では過去最高の来場者を得たことなど、森林や木材の利用に対する理解の醸成に役立つ成果が得られたところである。さらに、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応し、研究成果の橋渡しを推進した。
(1) 研究開発業務 (森林総合研究所) ウェブサイト、フェイスブック、プレスリリース、広報誌等による幅広い情報提供をはじめ、研究所・支所・科学園の公開講演会や施設の一般公開、外部出展等の各種イベントも含め、様々な機会を活かして活発な広報活動を推進し、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果や研究職員情報の発信に努めた(別表1)。また、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応した。これらの取組の結果、今中長期目標期間におけるプレスリリースは194件(年平均38.8件)、研究成果やイベント情報の発信数は3,433件(年平均686.6件)、問合せ対応は6,220件(年平均1,244件)に達した。また、研究所の夏の一般公開や「もりの展示ルーム」公開では、広報手段の見直しや機構内の連携等の取組により来場者が増加し過去最高を記録した(別表2)。 (林木育種センター) ウェブサイトや広報誌(林木育種情報)等による幅広い情報提供をはじめ、林木育種成果発表会や施設の一般公開等の各種イベントも含め、様々な機会を活かして活発な広報活動を推進し、森林・林業・林木育種に関する研究成果や研究職員情報の発信に努めた(別表3)。特に平成29年度は、林木育種事業60周年記念シンポジウムとして関係者を招いて実施した。また、令和元年9月29日に天皇后両陛下が当センターを視察されたことにより当センターやその業務についても報道され、広く認知されたところである。		水源林造成業務については、各整備局が開催した検討
(2) 水源林造成業務 水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供することに努めた。また、森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進した。その結果、本中長期		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

目標期間における検討会の開催は32回(別表4)、対外発表活動は21件(別表5)に達した。さらに、令和元年度からは「水源林『出張教室』」を開始した(別表6)。

水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等を、ウェブサイトや広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施した(別表7、8)。モデル水源林については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、水文データの収集、蓄積を継続した。

(3) 森林保険業務

森林保険に関する森林所有者の理解の醸成及び森林保険の利用拡大を図るため、ウェブサイトや広報誌・パンフレット等の印刷媒体を活用し、森林保険制度の紹介や保険金の支払い状況等の統計情報、森林保険の窓口業務を担う委託先や被保険者・契約者等の声を積極的に発信した。さらに、広告掲載やシンポジウム開催、機構各組織や外部主催のイベントへの参加等の様々な媒体・機会を活用し、森林保険の認知度向上のための広報活動を多面的に実施した(別表9)。

計画にはなかったが、以下の取組を行った。

(機構)

- ・ウェブサイトを開設し、機構の目的、組織、業務、イベント等の情報を発信(H29)。
- ・ウェブサイトに「SDGsへの貢献」コーナーを新設し、機構の取組とSDGsへの貢献をアピール(R1)。
- ・ウェブサイトの利用者に情報収集の状況を明示し、同意の上で閲覧してもらうシステムを導入(R1)。
- ・環境報告書を改訂し、環境に関する機構の取組やSDGsへの貢献を一般の方々に分かりやすく発信(R1)。
- ・業務間で連携した成果については共同のプレスリリース、シンポジウム、検討会、外部出展を推進するなど広報の連携を強化(R1)。
- ・すべての利用者が当機構の情報に支障なくアクセスできるようなウェブサイトにするため、ウェブアクセシビリティに関する認識の共有とウェブサイトの質を向上させるための研修会を開催(R2)。

(研究開発業務)

- ・ウェブサイトから研究職員情報を公開するため、研究テーマ及びキーワード掲載。論文、プロジェクト情報へのリンク設定(H29)。
- ・広報誌「季刊森林総研」をリニューアル。理事長と隈研吾氏との対談など魅力的な誌面づくりにより配布数拡大(H30)。
- ・農林水産省消費者の部屋の特別展示に改質リグニンを出展。自動車用部材など最新の研究成果が大きな注目(R1)。
- ・研究所の夏の一般公開では機構内組織で連携したクイズラリーなど魅力的なイベント企画、広報手段の見直し等の取組により来場者が従来の3倍近くに増加。「もりの展示ルーム」も新たな企画展示等の取組を推進したことで来場者が2倍近くに増加(平成30年度、令和元年度)。
- ・林木育種センターは、天皇皇后両陛下の御視察に的確に対応。エリートツリー等最新の研究成果を両陛下にご説明し、成果も広くマスコミに報道され周知(R1)。
- ・コロナ禍で例年の広報活動が制限される中、新たな広報手段として動画の配信を開始(R2)。
- ・研究成果の海外向けプレスリリースを2件実施し、アメリカやイタリアなど複数の国の28のウェブサイトに掲載(R2)。

(水源林造成業務)

- ・幅広く森林整備の重要性や水源林造成事業への理解を深める機会として、「水源林『出張教室』」を実施(別表6)し、その模様をウェブサイトに掲載(R1)。
- ・ウェブサイトについては、更なる利便性の向上や内容の充実化を図るため、平成29年10月にリニューアルして、ウェブアクセシビリティ(高齢者や障害者を含め、誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること)へ対応、スマートフォンやタブレットで閲覧可能な形式への変更、森林整備や水源涵養機能をイメージさせるアニメーションの表示、水源林50選ページ(水源林と地域との関わりの具体的な事例)とフォトライブラリーページ(水源林の写真)をそれぞれ新設し、閲覧者への事業に対する理解を醸成(別表7)。
- ・ウェブサイトの利用者に情報収集の状況を明示し、同意の上で閲覧してもらうシステムを導入(H29)。
- ・ウェブサイトに「SDGsへの貢献」コーナーを新設し、森林整備センターの取組とSDGsへの貢献をアピール(R1)。
- ・森林整備センターの役割や業務内容等を広く一般の方に紹介するため、造林地や各施業の様子を現場において撮影し、映像化するとともに、水源林造成事業の仕組みや水源涵養機能等の森林を有する多面的機能等を分かりやすく伝えられるようにCG・ナレーションで構成した動画映像を制作(R1)。ウェブサイトで配信するとともに、関係各所に配布(R2)。「季刊水源林」を創刊(R2)。

(森林保険業務)

- ・森林保険制度創設80周年の記念シンポジウムを開催し、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義について意見交換・意識啓発、記念誌を発行(H29)。
- ・森林保険ガイドブックの発行や外部広報誌の活用等の新たな取組により発信力を強化(H30)。
- ・研究開発業務との連携による取組の成果を共同でプレスリリース。公開シンポジウムも共同で開催。幅広い業種・分野から多数の参加(R1)。

会において、研究開発業務の研究職員と連携し、得られた成果や科学的知見を活用して、水源林造成業務の森林整備に係る技術情報を提供した。この検討会は、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て開催した。毎年6回以上を上回り(年平均6.4回)、目標を達成した。

整備局等における研究等の成果について、森林管理局が主催する技術研究発表会において発表し、森林整備技術の普及・啓発に努めた。毎年2件以上を上回り(年平均4.2件)、目標を達成した。

さらに事業効果及び効果事例等については、パンフレット、リニューアルを行ったウェブサイトや広報誌、動画映像等を活用し、積極的な広報活動に努めた。事業実施の透明性を高めるため、各年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイトに公開するなど事業への理解に資する新たな取組を推進した。また、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林における水文データの収集、蓄積を継続して行った。

森林保険業務については、ウェブサイトによる情報発信、広報誌・パンフレット等の印刷媒体の発行・配布、広告掲載を通じて、森林保険制度やその意義、保険金の支払い状況、災害に係る情報や森林保険の窓口業務を担う委託先の取組、被保険者等の声を積極的に発信した。さらに、研究開発業務と連携した成果の共同プレスリリースやシンポジウムの開催、機構各組織や外部主催のイベント等への出展等、様々な媒体・機会を活用し、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につなげる広報活動を多面的・積極的に実施した。

以上のように、計画を着実に遂行したことに加え、機構ウェブサイトや環境報告書を活用した「SDGsへの貢献」のアピール、機構内で連携した成果の共同プレスリリースや外部出展、新たな広報手段として公式動画チャンネルの開設と配信、海外向けプレスリリースの実施など機構の情報・成果の発信力を向上させた。また天皇皇后両陛下のご視察や農林水産省への出展での的確な対応と研究成果の発信、一般公開等の規模拡大や広報誌のリニューアル、森林整備センター紹介映像の作成・公開・配布、「水源林『出張教室』」の取組や森林保険ガイドブック発行等による双方向コミュニケーションと発信力の強化、講演会・研修会を通じた積極的な情報提供、森林整備技術や森林保険制度の一層のPR等の積極的な取組を多数行ったことから、「A」評定とした。

<課題と対応>

機構の情報や成果の広報活動については、国民理解の醸成を図るため、引き続き研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が積極的に連携し推進する。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

・また、ウェブサイトの新設した特設コーナーや林野庁中央展示への出展「森林気象害と森林保険」、季刊誌「森林保険だより」により、取組の成果を継続的に情報発信（R2） ・ウェブサイト「SDGs への貢献」コーナーを新設し、森林保険を通じた SDGs への貢献をアピール（R2） 以上の取組により、中長期計画を大きく上回る実績をもって達成した。		
主務大臣による評価		
(見込評価)		評価
＜評価に至った理由＞ 第4期中長期目標期間においては、前中長期目標期間最終年度（基準値）に比べ、プレスリリース数4倍以上、ウェブサイト等による発信数7倍以上、森林保険だよりの配布部数2倍、森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応状況1.3倍以上と、評価指標に関連する広報活動を大幅に増加させただけでなく、広報誌やパンフレット等のリニューアルも行い、国民の理解の醸成を図る努力を積極的に実施した。その結果、マスコミからの問い合わせが基準値に比べて3倍近く増加するなどマスコミに取り上げられる機会が増加し、法人の認知度向上に結びついた。このように、研究開発業務においては、評価指標としているプレスリリース数やウェブサイト等による発信数は今中長期期間で大きく増加しており、森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応状況についても、年間1,000件を超える対応を行っている。評価指標以外の取組についても、リニューアルした広報誌等の様々な刊行物の発行・配布、森林総合研究所・支所園・林木育種センター・育種場の開催する一般公開、公開講演会、シンポジウム、外部の展示会への出展等を通じて、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果を積極的に発信した。 水源林造成業務においては、各整備局が開催した検討会において、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して、水源林造成業務の森林整備に係る技術情報を提供するなど、達成目標の毎年6回以上の開催、毎年2件以上の研究発表を実施した。 森林保険業務においては、「森林保険だより」を達成目標の年4回発行しつつ、発行部数を前中長期期間最終年度の2倍に増加させた。また、「森林保険通信」については、効果的な広報となるよう見直しを行い、毎月行うメール配信等に限らずパンフレット・森林保険ガイドブックの発行・活用やシンポジウムの開催等を通じて、森林保険制度やその意義等、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につなげる広報活動を積極的に実施した。 各年度計画を上回る達成状況を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標を上回る成果が見込まれることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 広報活動については、引き続き研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が積極的に連携し推進する必要があるほか、広報人材の確保等、広報体制の強化も行う必要がある。 ＜審議会の意見＞ 水源林造成業務の「出張教室」は、森林整備センターならではの取組として、大学等に加えて、代替わりの進む財産区や生産森林組合等の分収造林契約相手も対象として取り組まれない。		A
(期間実績評価)		評価
＜評価に至った理由＞ 第4期中長期目標期間においては、前中長期目標期間最終年度（基準値）に比べ、プレスリリース数4倍以上、ウェブサイト等による発信数10倍以上、森林保険だよりの配布部数2倍、森林・林業・木材研究に関する問合せ等への毎年度1,000件以上の対応と、評価指標に関連する広報活動を大幅に増加させただけでなく、広報誌やパンフレット等のリニューアルも行い、各業務の特性に応じた広報活動を積極的に展開した。 研究開発業務においては、評価指標としているプレスリリース数やウェブサイト等による発信数は今中長期期間で大きく増加しており、森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応状況についても積極的に対応した結果、マスコミからの問合せが基準値に比べて3倍近く増加するなどマスコミに取り上げられる機会が増加し、評価指標以外の取組についても、広報誌等の様々な刊行物の発行・配布や、令和2年度に開設したYouTube公式チャンネルによる動画配信、オンラインを中心とした公開講演会等の開催、海外向けのプレスリリースの開始等、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果を積極的に発信した。 水源林造成業務においては、各整備局が開催した検討会において、研究開発業務と連携し、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備に係る技術情報の提供など、達成目標の毎年6回以上の検討会開催及び2件以上の研究発表を実施した。さらに、水源林造成業務の仕組みや森林の多面的機能などをわかりやすく伝える動画の公開、広報誌「季刊水源林」の創刊等、水源林造成事業に対する理解の醸成に努め、広報活動を積極的に実施した。 森林保険業務においては、「森林保険だより」を達成目標の年4回発行しつつ、発行部数を前中長期期間最終年度の2倍に増加させた。また、「森林保険通信」については、効果的な広報となるよう見直しを行い、毎月行うメール配信等に限らずパンフレット・森林保険ガイドブックの発行・活用やシンポジウムの開催等を通じて、森林保険制度やその意義等、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につなげる広報活動を積極的に実施した。 これらの広報活動の実績により、中長期目標を上回る成果となったことが認められることから、「A」評価とした。		A

4. その他参考情報

特になし。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式別表

(1) 研究開発業務

別表1【研究所が行った主なプレスリリース】

年 度	内 容
28	「絶海の孤島、小笠原の鳥はどこから来たのか?」、「日本で初めて新種と記載されたトリュフ ―国産トリュフの人工栽培に向けて―」、「花粉を運ぶ動物を守るための政策を提言」
29	「紀伊半島から新種、クマノザクラを発見―観賞用の桜として期待―」、「小笠原諸島に固有の海鳥を 分析で発見―セグロミズナギドリとされていた小笠原の海鳥は全くの別種だった―」、「木質バイオマスを用いた発電・熱電併給事業の採算性評価ツールを開発―簡単な入力で熱利用を考慮した事業評価が可能に―」
30	「木を発酵して香り豊かなアルコールができました―まだお酒未満ですが、新たな可能性を拓く技術開発に挑戦します―」、「木材の成分を用いた自動車内外装部品の実車搭載試験を開始―改質リグニンを利用した材料の実用化へ―」、「防火規制をクリアし、外壁を CLT とした中高層木造ビル実現へ!―日本初の2時間耐火の CLT 外壁を開発し国交大臣認定を取得。実物件への適用が可能に―」
元	「シイタケ害虫の新たな天敵を発見 ―菌床シイタケを脅かすキノコバエをハチが退治する―」、「人が餌をあたるネコが希少種を捕食する ―人の生活圏で暮らすネコが自然環境に与える影響を解明―」、「野生きのこの放射性セシウム濃度は種によって異なる ―大規模公開データを活用した野生きのこの放射性セシウム汚染特性の解析―」
2	「昭和初期の森林の姿がよみがえる!―約90年前の天然林調査報告書を再確認―」、「コナラの放射性セシウム吸収を決める土壌のカリウム ―利用可能なきのこ原木林判定への新たな手がかり―」、「ナラ枯れを起こす昆虫 北海道で初めて発見 ―道南での調査 ナラ枯れ被害木は確認されず―」、「一度ササ原になるとなかなか森には戻らない ～皆伐されたブナ林を約40年間モニタリング調査～」

別表2【研究所が開催した主なイベント等】

イベント名	内容			
夏の一般公開	毎年夏休み期間の土曜日に研究所（茨城県つくば市）を公開。H30 年度からは従来の樹木園見学、講演会等に加え、森林を楽しく学ぶ体験型イベントや、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターとのクイズラリー共催など魅力的なプログラムづくりに努めるとともに、つくば市の全小学生へのパンフレット配布、食堂営業など取組を推進し、R 元年度からはおむつ交換室や授乳室など、来場者の利便性を向上した結果、来場者が大幅に増加。			
	年度（開催日）	来場者数		
	28（7.30）	735 人		
	29（7.29）	778 人		
	30（7.28）	1,699 人		
	元（7.27）	2,161 人		
	2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
もりの展示ルーム公開	毎年夏休み期間に「つくばちびっ子博士」の会場の一つとして、もりの展示ルーム（茨城県つくば市）を公開。森林・林業・木材に関する常設展示コーナーに加え、生きた昆虫に触れる体験コーナーや企画展示を行うとともに、積極的に広報したことで、小中学生を含む家族連れを中心に来場者が大幅に増加。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前予約による平日のみの公開となった。			
	年度（開催期間）	来場者数	企画展示内容	
	28（7.23～8.31）	3,798 人	「災害とたたかう森林」	
	29（7.22～8.31）	4,983 人	「木材利用がきり拓く未来」	
	30（7.21～8.31）	5,844 人	「サクラを観る・守る・利用する」	
	元（7.20～8.31）	6,319 人	「木やきのこの困った虫たちと対策」	
	2（8.3～8.21）	14 組	「蘚・苔・地衣類の世界」「日本産クワガタムシ標本」	
公開講演会	毎年 10 月に都内会場で開催。テーマを設定して外部講演者による特別講演と研究所の研究員による講演を行い、最新の研究成果を公表するとともに、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターと連携しテーマに関連するポスターや映像の展示発表。			
	年度（開催日）	来場者数	講演会テーマ	会場
	28（10.27）	214 人	「2050 年の森：未来の森をつくる研究開発」	ヤクルトホール（東京都港区）
	29（10.24）	301 人	「木を使って守る生物多様性」	ヤクルトホール（東京都港区）

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

	30 (10.16)	198 人	「水を育む森林」	ヤクルトホール (東京都港区)
	元 (10.17)	250 人	「山づくりのために木造建築ができること」	一橋大学一橋講堂 (東京都千代田区)
	2 (11.1)	4,309 回 (総再生回数)	「きのこを知る ―微生物研究の最前線」	YouTube 森林総研チャンネルより動画配信

別表3 【林木育種センターが開催したイベント等】

イベント名	内容			
親林の集い (施設一般公開)	毎年10月中旬の土曜日に林木育種センター（茨城県日立市）を公開。研究施設の案内や試験林を利用した迷路等の体験型イベントや、森林総合研究所、森林整備センター、森林保険センターも出展し機構としての広報活動に取り組んでいる。			
	年度（開催日）	来場者数		
	28（10.22）	918 人		
	29（10.21）	780 人		
	30（10.20）	1,091 人		
	元（10.26）	1,076 人		
	2	新型コロナウイルスの影響で中止となったが、ラジオ番組に出演するなど情報の発信に努めた。		
林木育種成果発表会	毎年2月に都内会場で開催。最新の研究成果を発表し周知している。			
	年度（開催日）	来場者数	会場	
	28（2.2）	145 人	木材会館（東京都江東区）	
	29（2.16）	214 人	木材会館（東京都江東区）	林木育種事業 60 周年記念シンポジウムとして実施
	30（2.13）	125 人	木材会館（東京都江東区）	
	元（2.14）	118 人	東京大学弥生講堂一条ホール（東京都文京区）	
	2（2.24）	260 人	オンライン開催	

(2) 水源林造成業務

別表4 【森林整備センター整備局が開催した検討会】

年度	達成目標	回数	参加者数	主催(開催順)	講演内容・講師
28	年6回以上	6回	563人	①近畿北陸整備局 ②中国四国整備局 ③九州整備局 ④関東整備局 ⑤中部整備局 ⑥東北北海道整備局	①「ニホンジカによる森林被害について」【講師：関西支所】 ②「関西育種場における品種開発の取組～精英樹からエリートツリーへ～」【講師：関西育種場】 ③「下刈り省略による再生植生タイプとスギ植栽木の初期成長への影響」【講師：九州支所】 ④「エリートツリーと特定母樹について」【講師：九州育種場】 ⑤「森林3次元計測システム OWL による森林計測の実践」【講師：森林総合研究所】 ⑥「ニホンジカの習性と被害対策の最前線」【講師：関西支所】 ⑦「我が国・東北北海道における木材生産・消費・流通」【講師：東北支所】
29		7回	630人	①中国四国整備局 ②東北北海道整備局 ③中部整備局 ④関東整備局 ⑤九州整備局 ⑥近畿北陸整備局 ⑦中国四国整備局	①「労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性」【講師：四国支所】 ②「東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方」【講師：東北支所】 ③「シカ被害対策の現状と対策」【講師：多摩森林科学園】 ④「長伐期施業について」【講師：森林総合研究所】 ⑤「シカ柵だけではなくシカ被害対策について」【講師：九州支所】 ⑥「エリートツリーと特定母樹について」【講師：九州育種場】 ⑦「安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術」【講師：関西支所】 ⑧「コウヨウザン研究の現状について」【講師：林木育種センター】

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

30	7回	671人	①九州整備局 ②中国四国整備局 ③東北北海道整備局 ④近畿北陸整備局 ⑤関東整備局 ⑥中部整備局 ⑦中部整備局	①「下刈を1回省略しても大丈夫だろうか?～水源林造成事業地を利用した調査の結果～」【講師：九州支所】 「特定母樹の特性について」【講師：林木育種センター】 ②「最近の架線系高性能林業機械の現状」【講師：森林総合研究所】 ③「森林の水源かん養機能～保水力、水資源、濁水流出等について～」 「野生動物による森林被害について」【講師：東北支所】 ④「獣類による林業被害対策」【講師：森林総合研究所】 ⑤「森林域における無人航空機等の先進技術の活用」【講師：森林総合研究所】 ⑥「安全な路網計画のための災害危険度認識及び危険地形の把握」【講師：関西支所】 ⑦「シカ被害対策の現状と対策」【講師：多摩森林科学園】
元	6回	537人	①中国四国整備局 ②九州整備局 ③近畿北陸整備局 ④中部整備局 ⑤東北北海道整備局 ⑥関東整備局	①「育成複層林の実施に向けた路網整備について」【講師：森林総合研究所】 ②「高下刈ははじめましたー省力化とシカ被害対策を目指してー」【講師：九州支所】 「スギエリートツリーの初期成長について」【講師：九州育種場】 ③「伐倒作業における労働安全衛生について」【講師：林業・木材製造業労働災害防止協会】 「小面積伐採における架線集材方法について」【講師：(株)山本木材】 ④「森林におけるシカ・イノシシの捕獲について」【講師：関西支所】 ⑤「森林林業分野における無人航空機(ドローン)の活用について」【講師：森林総合研究所】 ⑥「山地の地形・地質・植生が教える森林施業の留意点」【講師：関西支所】
2	6回	289人	①九州整備局 ②近畿北陸整備局 ③中部整備局 ④関東整備局 ⑤東北北海道整備局 ⑥中国四国整備局	①「単木保護資材(ツリーシュルター)でシカ被害を防ぐときの注意点」【講師：九州支所】 「スギエリートツリー等の普及に向けた水源林造成事業との共同試験地について」【講師：九州育種場】 ②「ドローンの有効活用について」【講師：(株)中川】「ドローンから草木のせめぎ合いを観る」【講師：関西支所】 ③「シカの生態と防除方法の選択」【講師：森林総合研究所】 ④「シカの生態と防除方法の選択」【講師：森林総合研究所】 ⑤「新たな森林調査技術の活用方法等について」【講師：東北支所】 ⑥「育成複層林の推進に向けた効率的な森林現況調査について」【講師：森林総合研究所】
計	26回	2401人		

別表5【森林整備センターによる対外発表活動】

年度	達成目標	件数	発表者	発表内容
28	年2件以上	7件	①大分水源林整備事務所職員 ②鳥取水源林整備事務所職員 ③徳島水源林整備事務所職員 ④東北北海道整備局職員 ⑤札幌水源林整備事務所職員 ⑥宇都宮水源林整備事務所職員 ⑦近畿北陸整備局職員	①エリートツリーと普通苗の生長量比較調査中間報告について ②公益的機能の高度発揮を図る水源林造成事業について ③地山傾斜 35度以上の急傾斜地の作業道における土砂流出防止工法の一考察 ④クマ剥ぎ被害防除への取組ーロープ巻きの効果とコスト削減に向けての継続調査ー ⑤北海道初の共同施業団地継続への取り組み ⑥人工造林地における樹幹流の酸性度(pH)と周辺土壌への影響 ⑦水源林造成事業におけるシカ被害対策について
29		4件	①九州整備局職員 ②神戸水源林整備事務所職員 ③長野水源林整備事務所職員 ④前橋水源林整備事務所職員	①シカ食害対策を複数取り入れた事業の取組について ②積雪地域におけるシカ食害対策について ③シカ食害地の防除方法の比較検討について ④水源林造成事業地におけるシカ被害対策の現状と課題について
30		3件	①九州整備局職員 ②中国四国整備局職員 ③青森水源林整備事務所職員	①獣害防護柵(シカネット)と中苗植栽及び下刈省略による実証実験について ②コウヨウザン(早生樹)の調査研究の取り組み～コスト削減に向けた可能性～ ③水源林造成事業におけるヒバ造林への取組
元		4件	①九州整備局職員 ②奈良水源林整備事務所職員 ③岐阜水源林整備事務所職員	①シカ食害に対する苗木・下刈手法の検討について ②水源林造成事業地における獣害対策と課題について(遮光ネット設置による対策) ③ロープによるクマ剥ぎ防除の効果について

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

			④関東整備局職員	④シカ防護柵の破損リスク低減に向けた取組と課題について
2		3件	①九州整備局職員 ②松江水源林整備事務所職員 ③東北北海道整備局職員	①壊れにくい作業道に向けて～山ずりを活用した道づくり～ ②リサイクルビーズを利用した資源の有効活用に向けた取り組みについて ③クマ剥ぎ防止対策における新たな手法の取組について
計		21件		

別表6【森林整備センターによる「水源林『出張教室』」の取組】

年度	対 象	内 容
元	①日本大学 ②東北大学 ③東京農業大学 ④京都府立林業大学校	日本の林政における森林整備の歴史等の講義、森林整備センターの組織、水源林造成事業の概要、森林整備センター職員の業務内容の説明
2	①日本大学 ②京都府立林業大学校	日本の林政における森林整備の歴史等の講義、森林整備センターの組織、水源林造成事業の概要、森林整備センター職員の業務内容の説明

別表7【森林整備センターによるウェブサイトでの主な広報】

年度	広報活動	広報内容
28～2	水源林の公益的機能等を掲載	水源林造成業務の公益的機能や成果等を掲載
28～30	公開シンポジウムの概要や講演要旨を掲載	28「森林整備技術の高度化と未来につなぐ森林づくり」 29「森林を育み森林を活かす森林整備技術」 30「次世代へつなぐ森林の恵み」
28～2	前年度の分収造林契約実績を掲載	事業実施の透明性を高めるため、各整備局別の分収造林契約面積や植栽面積を公開
28～2	技術研究発表会で発表した内容について掲載	整備局等が森林管理局の技術研究発表会等で発表した内容について掲載
28～2	イベント開催の模様等を掲載	整備局等が主催・共催した植樹祭、森林教室等の活動内容を掲載 また、市町村、林業関係団体等が主催するイベントに整備局等が出展し、事業のPR等を行っている模様等を掲載
29～2	「水源林50選」を掲載	50年間行ってきた水源林造成事業の取組について、全国の50事業地にスポットをあて、水源林と地域との関わりについて地元関係者の声と併せて掲載
29～2	「フォトライブラリー」を掲載	全国に所在する水源林造成事業地の風景写真を掲載

別表8【森林整備センターによるその他広報誌等での主な広報】

年度	広報の方法等	広報内容
28～2	パンフレットの配布(通年)	・森林整備センター組織及び水源林造成業務に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布し、事業の普及・啓発 ・各種イベント・水源林シンポジウムなどで、来場者にパンフレットを配布して、最近の取組や事業の効果等の説明
29～2	広報資料「年度の取組事項」の配布(通年)	・森林整備センターの当該年度の取組予定を「水源林造成事業による森林整備の推進」、「研究開発業務との連携」、「地域の森林整備への貢献」の3つの柱に沿って紹介した広報資料を作成し、配布
28～30	公開シンポジウムを開催及び概要の「森林技術」への掲載	・森林整備センターが主催した公開シンポジウムにおいて、森林所有者、林業事業体、一般市民等に対して、水源林造成業務が行っている森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる森林づくり、水源林造成業務における森林整備技術の高度化にもつながる研究開発の成果などを紹介 ・シンポジウムの講演及び各報告の概要を「森林技術」へ掲載
28	「季刊森林総研」への掲載	・森林整備センターの事業の取組を森林総合研究所の定期刊行物へ掲載

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

28	「測量」6月号への掲載	・森林GISを用いた造林地管理について、水源林造成事業地の現状把握のために効率的かつ効果的に活用した取組や森林GISの情報を現地で活用した事例などを紹介
元～2	PR映像の制作・展示	・森林総合研究所多摩森林科学園と連携し、森の科学館内ブースに事業PR映像を常時展示 ・また、主催・参加イベント等でPR映像を展示

(3) 森林保険業務

別表9 【森林保険センターによる主な広報活動】

年度	広報手法	広報内容
28～2	パンフレット等の作成・配布	・森林保険加入促進のためのパンフレット(28年度、29年度：各5万部；30年度、元年度：各16万部)、商品改定パンフレット(29年度：10万部)を作成し、森林組合系統や自治体、森林管理局等に設置したほか、個別訪問や各種会議等において森林所有者や自治体担当者に対する説明等に活用 ・企業向け・公有林向け(28年度)やその他所有形態に合わせた加入促進パンフレット(30年度)、森林保険ガイドブック(30年度)を作成し、パンフレットと組み合わせて個別訪問や会議等で効果的な加入促進活動に利用
28～2	ポスターの作成・配布	・森林保険の認知度を高めるため、ポスターを作成(28年度、29年度：各6千部；30～2年度：各5千部) ・森林組合系統や自治体、森林管理局等に配布し掲示を要請 ・28年度と30年度は、対象となる8つの災害を周知するデザイン、29年度と元年度は、森林の被害写真をメインに使用したデザイン、2年度は保険による備えを呼び掛けるデザインにより、認知と関心の向上を図る
28～2	季刊誌「森林保険だより」の発行	・森林保険の意義や保険金の支払い状況、災害に係る情報、森林保険センターや森林保険の窓口業務を担う委託先の取組、非保険者等の声を掲載し、年4回の発行を継続(28年度、29年度：各回3千部；30年度、元年度：各回6千部、2年度：各回6千1百部) ・森林組合系統、自治体、林業関係団体、森林保険契約者等に配布するとともに、電子データをウェブサイトに掲載
28～2	「森林保険通信」の発行	・森林保険や季節毎の災害への注意喚起、森林・林業に関する記事を掲載し、森林組合系統及び都道府県等にメール配信。(28年度6回；29年度12回；30年度7回；元年度9回；2年度12回) ・記事の内容が「森林保険だより」と重複している等の指摘を森林組合連合会等の読者から受けたことから、より効果的な広報を展開するための検討を行うこととし、平成30年11月から一時発行を中断して各広報媒体の位置付けを見直し、森林保険の窓口業務を担う委託先に対する情報提供ツールとして位置付けし、間接的に被保険者や森林所有者等へのサービス向上や加入促進につなげることを目的として令和元年7月から発行を再開(元年度9回)するとともに、窓口業務の紹介を兼ねてウェブサイトにも電子データを掲載
29、元、 2	その他	・森林保険制度創設80周年の記念シンポジウムを開催し、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義について意見交換・意識啓発。記念誌を発行(29年度) ・研究開発業務との連携による取組が保険業務に結びついた成果を、共同でプレスリリースしたほか、機構内委託研究の成果報告を公開シンポジウムとして開催。幅広い業種・分野から150名の参加者(元年度) ・研究開発業務との連携による取組の成果について、ウェブサイトに新設した特設コーナーや林野庁中央展示への出展「森林気象害と森林保険」(11月)、季刊誌「森林保険だより」により継続的に情報発信(2年度)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	第4 その他業務運営に関する重要事項 4 ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑪、30-⑩、⑪、元-⑩、⑪、2-⑩、⑪、3-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報)

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
(1) 内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。 具体的には、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。	(1) 内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 このため、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。 また、監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	評価指標
評価の視点 ・各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの充実・強化が図られているか。 ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。	・内部統制システムの充実・強化の取組状況 ・法令遵守などのコンプライアンスの取組状況
法人の業務実績等・自己評価	自己評価
主な業務実績等	評価 B
(1) 内部統制システムの充実・強化 内部統制の体制に対しては、「内部統制の基本方針」に基づき推進を図ってきたところであるが、平成29年4月1日に、理事会規程を制定し、審議事項として「内部統制に関する事項」を定め、理事会が内部統制の中心として機構のガバナンス機能の充実・強化を図った。また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内で各業務の関係部局との連携強化に努めた。 監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上に対しては、監査計画の策定・期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について各段階において意見交換を行うとともに、監査法人主催の独立行政法人役職員向けセミナーに参加するなど情報収集を行っ	<評定と根拠> 左記の業務実績のとおり、内部統制システムの充実・強化、コンプライアンスの推進、研究活動における不適正行為を防止するための取組を、中長期計画に記載されたとおり着実に実施したことから、「B」評定とした。 <課題と対応>

たほか、監査従事職員を会計検査院等主催の各種会議や講演会等に参加させ資質の向上を図り、PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施した。 (2) コンプライアンスの推進 研究開発業務・水源林造成業務等・森林保険業務の各業務部門が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、毎年度それぞれの業務部門毎に外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した取組方針に基づき一年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。なお、国立研究開発法人協議会の提唱に基づき、平成30年度及び令和元年度は、12月第1週を「コンプライアンス推進週間」、令和2年度には、12月を「コンプライアンス推進月間」とする取組に機構全体として参加し、役員より全職員等へメッセージによる意識強化の取組を行ったほか、コンプライアンス研修、標語の募集及びポスター掲示などの取組を行った。 なお、各業務部門が今中長期目標期間に実施したコンプライアンス推進活動は以下のとおりである。 [研究開発業務] 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、研修後はe-ラーニングにより習熟度チェックを行った。 (主な研修) ・情報セキュリティ研修 ・研究倫理研修 ・研究不正防止に向けたe-ラーニング講習 ・職員倫理研修 ・コンプライアンス研修(発注者綱紀保持、入札談合の防止に向けて等) ・ハラスメント研修 2) 重点課題等への取組について 各年度において、ウェブ版「コンプライアンス・ハンドブック」の内容を見直し、「コンプライアンス・ハンドブック」を冊子にして全役職員等に配布し、意識向上を図るとともに、コンプライアンス意識調査を実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し普及啓発に努めた。さらに、ポスターの掲示及び会議等において公益通報制度の普及啓発のため、周知活動を行った。 [水源林造成業務等] 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認するため、全役職員等を対象に「緑の行動規範(10原則)」の自己評価をe-ラーニングにより実施した。 (主な研修) ・コンプライアンスと倫理研修 ・情報セキュリティ研修 ・著作権研修 ・ハラスメント研修 2) 重点課題等への取組について 各年度において、職場毎にコンプライアンス違反事例を題材にディスカッションを行いコンプライアンス意識の向上を図るとともに、コミュニケーションスキルの向上や情報の共有などにより、良好な職場環境づくりに継続して取り組んだ。 [森林保険業務] 1) 役職員に対する教育・研修について 各年度において、外部講師等による研修を実施するとともに、e-ラーニングによるコンプライアンス研修を全職員等を対象に実施し、コンプライアンスに関する理解度分析を行った。 (主な研修) ・コンプライアンス研修(ハラスメント防止等) ・情報セキュリティ教育研修	引き続き内部統制システムの着実な運用、コンプライアンスの推進を図るため適切な対応を行う。
--	---

・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修 2) 重点課題等への取組について 各年度において、コミュニケーションスキルの向上やハラスメント防止等を図り良好な職場環境づくりに努めるため、コンプライアンスに関する意見交換会を四半期ごとに実施した。また、危険予知活動の実践に向けて「危険予知活動実践表」を各人が点検・確認し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための取組を行った。 研究活動における不適正行為を防止するための対策 公正な研究活動の確保については、農林水産省のガイドラインに準拠して規程を定め、不正行為の防止体制、告発窓口の体制、不正行為発覚時の調査体制及び措置内容等について明記するとともに、研究論文の検証可能性を確保するため、研究データを確実に保全する体制を構築した。また、全研究職員を対象にした研修により意識啓発に努めるとともに、論文不正の防止策のひとつとして、剽窃検知ツールの使用を周知徹底した。 不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進 再発防止策については、毎年度自己点検を行い、PDCA サイクルのもと、実行ある対策を継続的に実施した。また、新規採用者研修や連絡調整会議等で契約前発注の禁止、業者との接触ルールの明確化及び相談窓口等の「物品調達等の留意事項」の周知徹底を図った。 公的研究費については、「公的研究費等に係わる職員の行動規範」により基本認識を周知するとともに、「公的研究費等の管理・監査の実施要領」について、責任体制、告発等の取扱いの明確化や関係者の意識向上を図るため3回の改正を行った。また、公的研究費等に関し不正発生要因とその対応方針を具体的に示した「公的研究費等不正防止計画」についても直近の情勢に対応させるための改正を行い、それぞれ周知を行った。また、具体的な事務処理については、「公的研究費の事務手引き」を作成し、毎年度、最新の情報となるよう見直すとともに、事務説明会の開催、理解度テストの実施により周知徹底を図り、不正防止計画の着実な推進に努めた。 内部統制システムの充実・強化を図るとともに、外部有識者等により構成される業務部門ごとのコンプライアンス推進委員会を開催し、一年間の取組状況の点検・評価を行うなど、コンプライアンスの推進を図るため適切な対応を行った。 以上のことから、中長期計画を達成した。		
主務大臣による評価		
(見込評価)	評価	B
<評価に至った理由> 各年度計画の着実な達成を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評価とした。		
(期間実績評価)	評価	B
<評価に至った理由> 各年度計画の着実な達成により、中長期目標の達成が認められることから、「B」評価とした。		
4. その他参考情報		
特になし		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式								
1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-5	第4 その他業務運営に関する重要事項 5 人材の確保・育成							
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑰、30-⑩、⑰、元-⑩、⑰、2-⑩、⑰、3-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241				
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 年度当初の常勤職員数								
(研究開発)		709人	724人	734人	739人	747人	747人	各年度当初の4月1日現在の職員数
(水源林造成業務等)		356人	354人	350人	354人	349人	354人	〃
(森林保険)		19人	24人	26人	28人	29人	31人	〃
研修件数(研究開発)		54件	61件	74件	69件	64件	33件	
研修受講者数(研究開発)		1,025人	2,511人	4,426人	5,014人	5,998人	5,908人	
免許・資格取得者数(研究開発)		7人	22人	18人	20人	10人	9人	
免許・資格取得者数(水源林造成業務等)		15人	15人	19人	19人	17人	5人	
ラスパイレス指数		102.3 100.5	102.0 100.4	100.9 99.8	100.5 99.7	100.8 100.3	101.1 100.1	上段は一般職員 下段は研究職員
3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標			中長期計画					
(1) 人材の確保・育成 研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。 水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成業務に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。			○人事に関する計画 (1) 研究開発業務 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考1) 期首の常勤職員数 779人 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考2) 期首の常勤職員数 347人 (3) 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考3) 期首の常勤職員数 36人 (4) 特定中山間保全整備事業等 特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考4) 期首の常勤職員数 18人					
(2) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。			○人材の確保・育成 (1) 人材の確保 研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。 水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。 森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配					
(3) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とす								

る。 また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。	置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 (2) 職員の資質向上 「農林水産研究における人材育成プログラム(平成27年農林水産技術会議改正)」等を踏まえ、森林研究・整備機構の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。 さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。 (3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究管理業務等への貢献を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする。 また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度の整備とともに、年俸制について検討を行う。 さらに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、役職員の給与水準を公表する。		
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点	評価指標		
(1) 人材の確保・育成 - 各業務において、必要とする人材を確保しているか。 - 各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 - 男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。 (2) 人事評価システムの適切な運用 - 職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。研究職員については、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 (3) 役職員の給与水準等 - 研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。	(1) 人材の確保・育成 - 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況、クロスアポイントメント制度などの活用による人材交流の状況 - 水源林造成業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。 - 森林保険業務において、林野庁、損害保険会社、森林組合系統からの出向等により、森林保険業務の適正な実施に必要な職員を確保しているか。 - 職員の研修等を計画的に行っているか。 - 男女共同参画の取組状況 - 各種研修の実施状況 (2) 人事評価システムの適切な運用 - 人事評価の実施状況 - 人事評価結果の処遇への反映状況 (3) 役職員の給与水準等 - 研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の取組状況 - ラスパイレス指数		
法人の業務実績等・自己評価			
主な業務実績等	自己評価		
○人事に関する計画	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価	B		

(1) 研究開発業務 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進のため、職員の重点配置等を行った。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努めた。 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進のため、職員の適切な配置等を行った。 (3) 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進のため、職員の適切な配置等を行った。 (4) 特定中山間保全整備事業等 特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進のため、職員の適切な配置等を行った。 ○人材の確保・育成 (1) 人材の確保 [研究開発業務] 研究開発業務の人材を育成するため、東京大学及び筑波大学とクロスアポイントメント協定を締結し在籍派遣した。また、平成 28～令和 2 年度の 5 年間に女性研究職員 17 名(うち外国人 1 名)、男性研究職員 42 名、テニュア型研究職員 24 名(女性 4 名、男性 20 名)、一般職員 39 名(女性 18 名、男性 21 名)を採用し、多様な人材の確保を行った。 [水源林造成業務] 水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトに募集案内を掲示し、平成 28～令和 2 年度の 5 年間に 80 名(女性 28 名、男性 52 名)を採用した。 [森林保険業務] 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を確保する必要があることから、林野庁、民間損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保した。また、専門性の維持・向上を図るため、平成 28～令和 2 年度の 5 年間に 4 名(女性 3 名、男性 1 名)を採用した。 (2) 職員の資質向上 [研究開発業務] 農林水産省等主催の各種研修、技術講習会、セミナー等、外部機関主催の研修・講習会等に一般職員及び研究職員を積極的に参加させ、業務に必要な、新たな免許・資格の取得を勧めた。所内短期技術研修、語学研修等、所内研修に関しては、職員の研修計画を作成し、外部有識者等を講師とした研修の実施に加えて、研究所内 e ラーニングの活用により全職員に各種研修受講を促した。更に日本学術振興会海外特別研究員事業と OECD 国際共同研究プログラム事業により、7 名の研究員を欧米諸国へ長期派遣した。このように研修の機会を増やすとともに、運営費交付金による競争的資金では育児休業等や研究支援業務からの復帰や若手による研究を推奨・育成することで、職員の資質向上を図った。 また、学位の取得率は前中長期目標期間終了時の 81%から 88%に上昇した。 [水源林造成業務等] 水源林造成業務等においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」(平成 27 年 5 月制定)に基づき、官公庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ資質の向上を図った。 [森林保険業務] 森林保険業務においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき職員の研修計画を毎年度策定し、外部有識者等を講師とした研修を実施したほか、官公庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ、森林保険業務に係る専門知識及び職員の資質向上のための知識の習得等を図った。 男女参画の推進 男女共同参画の推進とワークライフバランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーの開催、ダイバーシティ研修及びキャリアカウンセリングを実施した。また、男女共同参画意識調査を行い、その結果を配布することにより、男女共同参画意識の啓発に努めた。なお、今中長期目標期間中における男性職員の育児休業の平均取得率は 20.5%であった。	<評定と根拠> 人事に関する計画については、左記の業務実績のとおり、中長期計画に記載された取組を着実に実施した。 人材の確保・育成についても、左記の業務実績のとおり、中長期計画に記載された取組を着実に実施した。 特に、各種研修については、外部研修のほかにも、所内 e ラーニングの活用により全職員に各種研修受講を義務づけ、研究機会を増やしたことによって、職員の資質向上を図った。 男性職員における育児休業平均取得率の目標は 10%であったが、育休男子プロジェクト等の取組により、目標の 2 倍となる 20.5%を達成することができた。
--	--

(3) 人事評価システムの適切な運用 〔研究開発業務〕 公正かつ透明性の高い評価を実施することを目的として、評価者と調整者が同じ視点で評価するため、毎年度、評価者訓練を実施し事例を用いて評価の視点を確認した。研究職員の業績評価については、必要に応じて研究職員業績評価実施規程及び同実施要領の改正を行い、研究業績に対する評価の社会的情勢の変化に対応させ、より適正な評価に改めた。また、研究業績や学会活動を始め、行政施策への反映、民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究所の業務推進等への貢献を十分に勘案して行った。 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、前期に引き続き国と同様の人事評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 〔水源林造成業務等〕 人事評価については、前期に引き続き国と同様の人事評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 〔森林保険業務〕 人事評価については、前期に引き続き国と同様の人事評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 (4) 役職員の給与水準等 研究開発業務において、クロスアポイントメント制度に基づく人事交流により柔軟な報酬・給与体系の導入を進めた。 また、法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにしている。平成 28～令和 2 年度のラスパイレス指数は、上記の「2. 主要な経年データ」に記載したとおりで、国家公務員の水準と同程度であった。検証結果や取組状況については、毎年 6 月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」をウェブサイトで公表している。 以上の取組をもって、中長期計画を達成した。		人事評価システムの適切な運用についても、左記の業務実績のとおり、中長期計画に記載された取組を着実に実施した。 役職員の給与水準等についても、左記の業務実績のとおり、中長期計画に記載された取組を着実に実施した。 以上のとおり、各種取組を中長期計画に記載されたとおり着実に実施しており、中長期計画を達成したことから、「B」評定とした。 <課題と対応> 給与水準については、国家公務員の水準と同程度となるよう努める。 若手研究者の採用や資質向上のための研修を持続的に実施していく必要がある。知財や情報セキュリティ等高度な専門性を担う人材の確保に努める。	
主務大臣による評価			
(見込評価)		評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評定とした。 <審議会の意見> 次期中長期期間において、大学との連携を更に進めるほか、大学院生や企業の研究者の受入れなどにより人材の育成と活用を一層強化されたい。			
(期間実績評価)		評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成により、中長期目標の達成が認められることから、「B」評定とした。			
4. その他参考情報			
特になし			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	第4 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑰、30-⑩、⑰、元-⑩、⑰、2-⑩、⑰、3-⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報)

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標		中長期計画
公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。 なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。		独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。 なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。
主な評価軸（評価の視点）、指標等		
評価の視点		評価指標
・ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・ 森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。		・ 情報公開対応状況 ・ 民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に過不足がない情報公開となっているか。
法人の業務実績等・自己評価		
主な業務実績等		自己評価
情報公開については、公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行った。具体的な取組として、情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載することや、担当者を情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会や独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に参加させるなど、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整備した。 森林保険業務においては、独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報をウェブサイトで公表した。また、民間損害保険会社の情報公開状況やディスクロージャー基準を参考としながら、経営の透明性を確保するためソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要をウェブサイトで公表した。 以上の取組により、中長期計画を達成した。		評価 B ＜評価と根拠＞ 左記のとおり、各種取組を、中長期計画に記載されたとおり着実に実施しており、中長期計画を達成したことから、「B」評価とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、適切に情報公開を行う必要がある。
主務大臣による評価		
(見込評価)		評価 B
＜評価に至った理由＞ 各年度計画の着実な達成を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評価とした。		
(期間実績評価)		評価 B
＜評価に至った理由＞ 各年度計画の着実な達成により、中長期目標の達成が認められたことから、「B」評価とした。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-7	第4 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑰、30-⑩、⑰、元-⑩、⑰、2-⑩、⑰、3-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ取組状況			・情報セキュリティポリシー見直し ・自己点検・インシデント対応訓練実施	・自己点検・インシデント対応訓練実施	・自己点検・インシデント対応訓練実施	・自己点検・インシデント対応訓練実施	・情報セキュリティポリシー改定 ・自己点検・インシデント対応訓練実施	
情報セキュリティ教育研修の開催								
(研究開発業務)			2回	2回	2回	2回	2回	
(水源林造成業務等)			1回	1回	1回	1回	1回	
(森林保険業務)			1回	1回	1回	1回	1回	

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善に努める。 また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。
主な評価軸(評価の視点)、指標等	評価指標
評価の視点	評価指標
・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。	・情報セキュリティ取組状況 ・不正アクセスへの対応状況 ・職員研修の実施状況
法人の業務実績等・自己評価	
主な業務実績等	自己評価
情報セキュリティについては、平成28年度及び令和2年度に、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえて、情報セキュリティポリシーを見直し改定した。 当機構の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じ、当機構におけるサイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、全役職員を対象とした情報セキュリティに係る教育研修、対策の自己点検、及びインシデント対応訓練を実施した。なお、研修については未受講者や異動者への対応、役職員における理解度の把握、知識習得の徹底等のためにeラーニングシステムも併用して実施した。 情報セキュリティの確保や不正アクセスへの対応の取組としては、不正なソフトウェアの存在やソフトウェアのライセンスなどのセキュリティ情報を確認するソフトウェアを運用し、さらに、セキュリティを強化した。 内閣サイバーセキュリティセンター等が開催した勉強会や演習に情報担当職員を参加させ、対応力の強化を図った。	＜評定と根拠＞ 情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、より高度なセキュリティ確保や不正アクセスへの対応の取組を強化するとともに、情報セキュリティに係る教育研修等を継続的に実施することによってサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化を図った。また、個人情報の保護についても毎年度の研修会の開催等によって職員の理解及び意識向上に取り組んだ。 以上の取組によって、中長期計画を達成したことか

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式		
また、情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。 水源林造成業務等においては、平成 30 年度に職員 1 名のメールアドレスが外部から不正使用される事案が発生したため、この事案の調査結果を踏まえたセキュリティ対策の強化として、内閣サイバーセキュリティセンター推奨の 10 桁以上のパスワードへの変更による認証対策の強化、外部からのメール送受信等不正使用への防御、及び次世代ファイアウォールの導入により不正通信の遮断、不正侵入の防御等、更なる脅威からの多層的防御措置等を行うとともに、機構全体においてインシデント対応の改善として連絡網や報告様式の整備等を行い、再発防止策等を講じた。加えて、これまで実施していた送信日時や宛先アドレスなど最低限のログ保管について、令和元年度にメール送受信内容自体のログを保管する仕組みに変更することにより、不正アクセスへの監視を強化し、インシデント発生時に被害範囲や原因を速やかに把握するため、メール送受信内容のログを 90 日から 3 年保管可能な仕組みを新たに導入した。 さらに、水源林造成業務等及び森林保険業務においては、情報システムへの不正アクセスに対する堅牢性を確保するため、平成 30 年度に複数のセキュリティ設備を設置している外部データセンターへ情報システムを移設した。 個人情報についての管理・保護については、機構全体として毎年度マイナンバーの取扱いに関する自己点検を実施し、特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者の意識向上に努めた。 また、役職員及び特別研究員、研修生等を対象として、毎年度「個人情報保護に関する研修会」を開催し、個人情報保護への理解・意識向上に努めた。さらに e-ラーニングシステムを活用し、理解度の把握、知識習得の徹底を図った。 以上により、中長期計画を達成した。		ら、「B」評定とした。 <課題と対応> 今後も情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握して PDCA サイクルを実行し情報セキュリティ対策の改善に努めるとともに、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底を図る。
主務大臣による評価		
(見込評価)	評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評定とした。 <今後の課題> 引き続き、情報セキュリティ対策、セキュリティインシデント発生時の対応の改善に努め、情報管理・保護の徹底を図る必要がある。		
(期間実績評価)	評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成により、中長期目標の達成が認められることから、「B」評定とした。		
4. その他参考情報		
特になし。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-8	第4 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、⑰、30-⑩、⑰、元-⑩、⑰、2-⑩、⑰、3-⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：29-0184、29-0213、29-0220、30-0189、30-0216、30-0223、元-0191、元-0212、元-0218、2-0203、2-0226、2-0231、2021-農水-20-0217、2021-農水-20-0237、2021-農水-20-0241

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 政府の方針に従い25年度数値を基準値とする	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
CO2 排出量	平成25年度比で11%削減 10,278 t-CO2 調整 10,008 t-CO2	11,548 t-CO2 調整 11,245 t-CO2	平成25年度比で6.0%削減 10,860 t-CO2 調整 10,727 t-CO2	平成25年度比で9.1%削減 10,502 t-CO2 調整 10,594 t-CO2	平成25年度比で12.9%削減 10,059 t-CO2 調整 10,257 t-CO2	平成25年度比で16.3%削減 9,667 t-CO2 調整 9,891 t-CO2	平成25年度比で21.6%削減 9,030 t-CO2 調整 8,630 t-CO2	
総エネルギー使用量	平成25年度比で7%削減 213,807 GJ	229,900 GJ	平成25年度比で9.3%削減 208,500 GJ	平成25年度比で9.5%削減 208,100 GJ	平成25年度比で11.7%削減 203,100 GJ	平成25年度比で14.4%削減 196,900 GJ	平成25年度比で16.1%削減 193,000 GJ	
上水使用量	平成25年度比で7%削減 119,210 m³	128,183 m³	平成25年度比で42.1%削減 74,239 m³	平成25年度比で43.3%削減 72,697 m³	平成25年度比で44.0%削減 71,776 m³	平成25年度比で49.2%削減 65,097 m³	平成25年度比で48.2%削減 66,453 m³	
労働災害発生件数	—	—	17 件	16 件	23 件	22 件	27 件	

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標		中長期計画
化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。		化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
主な評価軸（評価の視点）、指標等		
評価の視点		評価指標
・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理するシステムが構築されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確にし実施しているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務においては、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。		・環境負荷低減のための取組状況 ・事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 ・事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況
法人の業務実績等・自己評価		
主な業務実績等		自己評価
環境対策 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」及び「森林研究・整備機構中長期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、CO2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。		評定 B <評定と根拠> 環境対策については、事業活動に係る環境配慮の年度目標と、その目標を達成するために担当部署及び役職員が取り組むべき事項を策定し、計画的に実施したことで

研究開発業務における施設関係については、経年劣化した空調機や北海道支所暖房機器を省エネ型の機器に更新した。また、エネルギーセンターの高温水配管に保温ジャケットの設置や効果的な箇所をLED化するなど省エネに努めた。 物品調達にあたっては、環境物品の積極的な調達を平成13年度から継続して行った。 環境対策について、「環境報告書2016」、「同2017」、「同2018」、「同2019」、「同2020」をとりまとめて公表した。 化学物質等の管理 化学物質、生物材料等について、責任体制の整備、取扱者への教育訓練の実施、逐次関係規程や手引きの改正を行うとともに、28年度に導入した化学物質管理システムを用いた在庫薬品や高圧ガスの登録管理など適正に運営、管理を行った。 安全衛生の確保 〔研究開発業務〕 毎年度安全衛生管理計画を策定し、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講ずるなど、計画に基づき実行した。また、蜂災害対策として、蜂アレルギー検査の徹底を図るとともに、自動注射器等の応急器具の配布を行い、マダニ媒介性の新感染症の予防対策についても職員へ周知した。 過去の労働災害の事例の発生原因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新しつつ、所内向けの労働安全衛生ホームページに常時掲載した。労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性が高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用し情報提供した。 元年度に安否確認システムを導入し、災害発生時等緊急時における役職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握することを可能とした。 〔水源林造成業務等〕 毎年度策定する安全衛生管理実施計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、年2回(平成28年度は年1回)各整備局を加えたウェブミーティングによる拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。さらに、総務課長会議(1月)において、労働災害未然防止の強化を図るための意見交換等を行った。また、現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。蜂災害対策としては、新規採用者等に蜂アレルギー検査の実施を徹底するとともに、自動注射器等の応急器具、防蜂網、及びマダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を1冊に編さんした「労働安全対策の実務必携」を各事務所に備え付け、職員の安全への意識を高めた。 平成28年度に安否確認システムを導入し、災害発生時等緊急時における役職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握した。 〔森林保険業務〕 毎年度策定する安全衛生管理計画及び労働安全衛生に係る各規程に基づき、労働安全衛生対策及び職員の安全意識の向上のための取組を計画的に実施した。また、職員の現場出張時の労働安全への一層の配慮の観点から、蜂災害対策(毒吸引器等の応急器具の備付、蜂アレルギー検査の実施等)、マダニ刺咬対策(忌避剤備付、刺咬予防や感染症等の職員への情報提供)、備付備品等の点検及び補充、自動車の安全な運行管理及び交通安全教育、季節により発生の危険性が高い災害や疾病に関する注意喚起・情報提供を随時行い、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。 令和2年度に、安否確認システムを導入し、災害発生時等緊急時における職員の安否確認を迅速かつ確実に把握することを可能とした。 このほか、職場内の自主点検を行い、地震による什器や器具の転倒、落下、横滑り防止の対策を追加した。 さらに、事務所の防火対象物点検報告及び防災管理点検報告に関して一定期間継続して消防法令を遵守し適合していることから特例認定を受け、「防火・防災優良認定証」を取得・掲示した。 健康の確保 〔研究開発業務〕 メンタルヘルス対策として研究所においてカウンセリングルームを毎月1回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対応に資するため、産業医による健康相談を随時実施した。また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」を策定し、当計画に基づき、「全国労働衛生週間」(10月1～7日)時にメンタルヘルス教育を実施するとともに、義務化となったストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインを定め、入口にはサーモグラフィーカメラやアルコールディスペンサー、執務室に飛沫防止アクリル板設置の措置を講じるとともに、普段からの予防措置の徹底、海外をはじめとする出張の制限、会議・イベントでの予防対策、時差出勤・自宅等勤務の推進などの感染予防対策を図った。	目標を達成する結果となった。 化学物質の管理については、化学物質の適正な管理を推進するため、化学物質管理システムの管理運営、関係規程や手引きの改正等や教育訓練を行った。 安全衛生の推進では、毎年度安全衛生管理計画等を策定し、安全衛生委員会を開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し対策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、職員の健康管理に資するための産業医の活用やメンタルヘルス対策の実行など、安全衛生対策を推進するとともに新型コロナウイルス感染症に関する予防対策を講じた。
---	---

[水源林造成業務等] 職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、産業医による健康相談室を毎月1回開設した。また、職員を中央労働災害防止協会及び各地の産業保健総合支援センターが主催するメンタルヘルスに関する研修会等に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図るとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう指導した。さらに、義務化されたストレスチェックについては、毎年度実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。このほか、「全国安全週間」（7月1～7日）及び「全国労働衛生週間」（10月1～7日）の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働安全衛生の徹底を図った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインを定め体制を整備するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や緊急事態宣言発令時における自宅等勤務の実施、執務室内の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。 [森林保険業務] 衛生推進者の業務推進のため必要な講習を受講させるとともに、作業環境の整備・改善及び耐震対策を推進し、安全で快適な職場環境の形成に努め、全職員を対象としたメンタルヘルス研修（森林整備センターと合同で開催）及びストレスチェックを実施した。このほか、「全国安全週間」（7月1～7日）及び「全国労働衛生週間」（10月1～7日）の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働安全衛生の徹底を図った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、初動対応や予防対策等に係るガイドラインを定め体制を整備するとともに、時差出勤、年休取得の奨励や緊急事態宣言発令時における自宅等勤務の実施、執務室内及び会議・出張時等の感染防止対策の徹底、職員の健康管理に資する情報の提供等に努めた。		
水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保 水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、労働基準監督署や森林管理署との合同によるものを含め安全パトロールを実施した。また、労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、すべての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等の確認・指導を行った。 以上の取組により、中長期計画を達成した。		水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たっては、事業者等への技術指導の一環として労働安全衛生に関する指導を実施した。 以上の実績から、中長期計画を達成したと判断し、「B」評定とした。 <課題と対応> 環境対策については、引き続き環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。 安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。
主務大臣による評価		
(見込評価)	評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成を踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評定とした。 <今後の課題> 引き続き環境対策・安全管理の推進に係る取組を継続することが必要である。		
(期間実績評価)	評定	B
<評定に至った理由> 各年度計画の着実な達成により、中長期目標の達成が認められることから、「B」評定とした。		
4. その他参考情報		
特になし。		

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第4-9	第4 その他業務運営に関する重要事項 9 施設及び設備に関する事項											
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 29-⑩、30-⑩、元-⑩、2-⑩、3-⑪ 行政事業レビューシート：29-0184、30-0189、元-0191、2-0203、2021-農水-20-0217								
2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報				
整備件数・金額		3 件 197,340 千円	3 件 1,265,254 千円	2 件 219,240 千円	5 件 336,886 千円	7 件 562,925 千円	2 件 214,318 千円	災害復旧等に係る補正予算を含む				
※ 繰り越して次年度以降に執行した件数・金額は初年度にまとめて計上												
3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中長期目標			中長期計画									
省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。			低炭素・脱炭素社会を目指していく世界経済の方向性の中、日本の約束草案(平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定)も踏まえ、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化(改修)や高効率照明の導入、維持・管理経費の節減、安全確保のための老朽化施設の更新等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。 千代田苗畑については、苗畑管理に必要な道路及び事業用地を確保するため、国有地を取得する。また、四国支所については、樹木園の管理に必要な用地及び通行路を確保するため、小規模介在地の取得を検討する。 (単位：百万円) <table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>予定額</td></tr><tr><td>研究開発用施設の整備・改修等</td><td>1,076±ε</td></tr></table> (注)「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。						施設・設備の内容	予定額	研究開発用施設の整備・改修等	1,076±ε
施設・設備の内容	予定額											
研究開発用施設の整備・改修等	1,076±ε											
主な評価軸(評価の視点)、指標等												
評価の視点			評価指標									
・省エネの推進、長期的な維持管理経費の節減や安全確保に向けて、必要な施設・設備の整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。			・省エネ推進、維持管理経費の節減、安全対策等に資する施設・設備の最適化への取組状況 ・整備の実施状況									
法人の業務実績等・自己評価												
主な業務実績等						自己評価						
						評定						
省エネ化や高効率照明の導入、維持・管理経費の節減、安全確保のための老朽化施設の更新等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、以下の整備を行った。 (平成 28 年度) 研究所の研究本館への入退出管理の強化、セキュリティレベルの高い管理区域の入退出管理のためのセキュリティシステム整備及び老朽化が進んだ研究本館事務棟他空調設備について改修工事等の整備を実施した。 【平成 28 年度施設整備費実績額】 ○情報セキュリティシステム整備 【127,078 千円】 セキュリティポリシー改定に伴い情報取扱区域設定のためのセキュリティシステム整備を行った。 ○研究本館事務棟他空調設備改修 【86,130 千円】 老朽化の著しい空調設備(設置から 38 年経過)の改修を行った。 (平成 29 年度)						B						
						<評定と根拠> 省エネの推進、長期的な維持管理経費の節減や安全確保のための老朽化施設の整備を推進するため、整備計画を適切に策定し、予算を踏まえて計画的に実施した。 各年度の年度計画に掲げた施設整備は確実に実施してきており、最終年度も計画どおり実施した。 また、平成 28 年度の熊本地震災害で被災した研究施設等については補正予算によって復旧整備を完了するとともに、令和元年度の台風災害による被災施設等についても補正予算により令和 2 年度に復旧・整備を実施した。 以上のように中長期計画を計画的に実施したことから、「B」評定とした。						

北海道支所の老朽化した暖房設備について、省エネとなる改修を行う等、以下の施設整備等を行った。

【平成 29 年度施設整備費実績額】

○北海道支所暖房設備改修【72,456 千円】

老朽化の著しい空調設備（設置から 42 年経過）について、3 カ年計画のうち 1 期目の改修を行った。

○林木育種センターゲノム育種推進拠点施設の整備【146,000 千円】

育種を高速化するゲノム育種技術の開発のため、木材組織解析室を改修しゲノム育種推進拠点施設の整備を実施した。

(平成 30 年度)

北海道支所の老朽化した直流電源装置について、省エネとなる改修を行うなど以下の施設整備等を行った。

【平成 30 年度施設整備費実績額】

○北海道支所直流電源装置改修【6,035 千円】

老朽化の著しい電気設備（設置から 43 年経過）の改修を行った。

○北海道支所暖房設備改修【119,547 千円】

老朽化の著しい空調設備（設置から 43 年経過）について、3 カ年計画のうち 2 期目の改修を行った。

○林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所棟及び温室改修【594 千円】

老朽化の著しい事務棟及び温室改修の設計業務を行った。

○林木育種センター温室改修及び苗テラス整備【91,122 千円】（H30：27,387 千円+R1：63,735 千円）

原種配布体制を強化するため、原種の生産施設である温室を改修し、原種増産に寄与する施設である苗テラスを整備するものであるが、高力ボルトの調達困難による作業の延長のため、平成 31 年 3 月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和元年度へ繰越し、整備を行った。

(令和元年度)

北海道支所の老朽化した暖房設備について、省エネとなる改修を行うなど以下の施設整備等を行った。

【令和元年度施設整備費実績額】

○北海道支所暖房設備改修【47,910 千円】

老朽化の著しい空調設備（設置から 44 年経過）について、3 カ年計画のうち 3 期目の改修を行った。

○四国支所構内電気設備他改修【27,051 千円】

老朽化した電柱の更新及び庁舎等の照明器具を LED タイプに改修した。

○林木育種センター東北育種場 F2 世代開発推進交雑温室整備【40,273 千円】

森林吸収源対策の推進及び成長の優れた第三世代精英樹の早期開発のため、効率的かつ確実な人工交雑を行う交雑温室の整備を実施した。

○林木育種センター東北育種場奥羽増殖保存園種穂増殖温室改修【10,505 千円】

特定母樹等の原種苗木の増産のため、種穂増殖温室の整備を実施した。

○林木育種センター関西育種場 F2 世代開発推進交雑温室改修【10,644 千円】

森林吸収源対策の推進及び成長の優れた第三世代精英樹の早期開発のため、効率的かつ確実な人工交雑を行う交雑温室を整備するものであるが、高力ボルトの調達困難等による作業の延長のため、令和 2 年 3 月農林水産大臣の繰越し承認を受け、令和 2 年度に繰越し整備を行う予定である。【繰越額 34,938 千円】

○林木育種センター九州育種場 F2 世代開発推進交雑兼種穂増殖温室改修【48,256 千円】

森林吸収源対策の推進及び成長の優れた第三世代精英樹の早期開発のため、効率的かつ確実な人工交雑を行う交雑温室の他特定母樹等の原種苗木の増産のため、種穂増殖温室の整備を実施した。

(令和 2 年度)

【令和 2 年度施設整備費実績額】

研究所の研究本館他に設置されている老朽化した空調設備の改修及び多摩森林科学園の研究本館他を改修した。

○森林総合研究所研究本館他空調設備改修【127,585 千円】

研究本館等の冷凍室、恒温室に設置されている老朽化の著しい特殊空調設備（設置後 40 年経過）の改修を行った。

○多摩森林科学園研究本館他改修【86,328 千円】

経年劣化による老朽化した研究本館（昭和 41 年度建築）、分類同定室（昭和 47 年度建築）、実験林管理室（昭和 54 年度建築）について、屋根防水改修、外壁のクラック・コンクリート剥離箇所の補修・塗装、窓等建具の機密性改修、研究本館一部の耐震補強等建築工事、照明設備の省エネ改修、給水配管の改修を行った。

＜課題と対応＞

研究所・支所とも施設設備の設置から 50 年近く経過してきており、建替や大規模な改修が必要になっている。老朽化が進んだ施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ年度毎に計画を策定し、予算を踏まえて改修が必要である。

様式2-2-4-2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価(期間実績評価) 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式		
千代田苗畑については、苗畑管理に必要な道路及び事業用地を確保するため、平成 28 年度に国有地を取得した。四国支所の小規模介在地については、樹木園の管理に必要な用地及び通行路を確保するため、平成 28 年度に高知県へ売却価格等の条件提示の依頼を行い、平成 30 年度に取得のための条件整備を行って取得した。 平成 28 年 4 月の熊本地震により被災した九州支所及び九州育種場の研究施設、研究設備の修繕や更新等を、平成 28 年度補正予算により実施した。 【平成 28 年度補正予算国立研究開発法人森林総合研究所災害復旧事業（国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費補助金）】 ○国立研究開発法人森林総合研究所災害復旧事業【1,048,092 千円】（H28：184,257 千円+H29：863,835 千円） (1) 九州支所の施設、設備等の復旧 九州支所の施設、設備等の復旧については、平成 28 年度に研究本館他の修繕、電気設備等の更新・修繕等を行った。また、共同実験棟の建替についての地盤調査業務と設計業務を終了した。共同実験棟の建替については、労働者不足、資材入手の困難等から年度内の完了が困難となったことから、平成 29 年 3 月農林水産大臣の繰越し承認を受け、平成 29 年度へ繰越し、平成 29 年度に共同実験棟を建設した。 (2) 九州育種場の施設、設備の復旧 研究実験棟他の施設の修繕、画像解析設備他の設備の更新を行った。 平成 30 年 7 月の台風 21 号災害、同年 9 月の胆振東部地震により被災した北海道育種場の研究・育種用施設及び育種素材保存園等の復旧・整備を行った。 【平成 30 年度国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費交付金 116,496 千円（平成 30 年度補正予算第 1 号）】（H30：4,237 千円+R 元：59,303 千円+R 2：52,956 千円） 研究・育種用施設及び原種苗木の生産用の育種素材保存園等の復旧・整備を行った。 令和元年度台風第 19 号により被災した多摩森林科学園の研究林について、崩壊斜面を安定させ、損壊したサクラ保存林や試験林の復旧・被害拡大の防止や路網等の復旧・整備を、令和元年度補正予算により実施した。 【令和元年度国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費交付金（令和元年度補正予算第 1 号）】 ○多摩森林科学園のサクラ保存林、試験林等の復旧【333,561 千円】 崩壊斜面を安定させ、損壊した試験林の復旧・被害拡大の防止や路網等の復旧・整備を行った。 以上のことから、中長期計画を達成した。		
主務大臣による評価		
(見込評価)	評価	B
<評価に至った理由> 各年度の予算の範囲内で、省エネ推進及び老朽化対策のための施設及び設備の整備等を計画的に実施したことを踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評価とした。		
(期間実績評価)	評価	B
<評価に至った理由> 各年度の予算の範囲内で、省エネ推進及び老朽化対策のための施設及び設備の整備等を計画的に実施したことを踏まえ、中長期目標期間を通し、中長期目標の着実な達成が見込まれることから、「B」評価とした。		
4. その他参考情報		
特になし。		